

中華人民共和国  
(People's Republic of China)

目次

1. 侵害対策関連法令 .....	1
2. 侵害対策関係機関 .....	4
3. 侵害の定義.....	11
4. 侵害の発見から解決までのフロー .....	19
5. 侵害に対する救済手段.....	36
6. 留意事項.....	48
7. その他の関連団体.....	49

1. 侵害対策関連法令

1.1 専利法

中華人民共和国専利法 1984 as amended 1992, 2000, and 2008, effective as of October 1, 2009

第1章 総則

第11条 特許権者の禁止権

第13条 公開による仮保護

第7章 特許権の保護

第60条 司法救済

第62条 公知技術による非侵害の抗弁

第64条 行政救済

第66条 仮処分

第68条 時効

第69条 制限規定

第70条 賠償責任の制限規定

## 1. 2 商標法

中華人民共和國商標法 1982 as amended 1993, 2001, and 2013, effective as of May 1, 2014

### 第1章 總則

第 6 条 法定商標使用義務

第 7 条 商標使用者の義務

第 13 条 馳名商標の保護

### 第 6 章 商標使用の管理

第 51 条～第 53 条 行政処罰

### 第 7 章 登録商標専用権の保護

第 57 条 侵害行為

第 58 条 商号との紛争

第 59 条 制限規定

第 60～66 条 民事救済

第 67 条 刑事救済

第 68 条 代理人の処罰

## 1. 3 不正競争防止法

中華人民共和國反不正當競爭法(主席令第 10 号公布)1993, effective as of December 1, 1993

### 第 2 章 不正競争行為

第 5 条 不正手段による侵害

第 9 条 不正広告による侵害

第 10 条 營業秘密侵害

### 第 4 章 法律責任

第 20 条 損害賠償

第 21 条 不正手段の処罰

第 24 条 不正広告の処罰

第 25 条 營業秘密侵害の処罰

## 1. 4 その他の知的財産法

(1) 集積回路配置図設計保護條例(2001年10月1日施行)

第 7 条 所有者の専有権

第 23 条、第 24 条 制限規定

第 30 条 侵害

- 第 31 条 民事救済
- 第 32 条 暫定救済
- (2) 植物新品種保護条例(1997年10月1日施行)
  - 第 6 条 所有者の専有権
  - 第 10 条 制限規定
  - 第 39 条～第 42 条 行政処罰
- (3) 中華人民共和国著作権法(1991年6月1日施行)
  - 第 11 条～第 19 条 権利帰属
  - 第 22 条、第 23 条 制限規定
  - 第 47 条～第 53 条 侵害及び救済
- (4) コンピュータソフトウェア保護条例(1991年6月4日施行)
  - 第 8 条 所有者の権利
  - 第 16 条、第 17 条 制限規定
  - 第 23 条～第 28 条 侵害と救済
  - 第 29 条、第 30 条 その他の制限規定

## 1.5 その他

- (1) 民法通則 2009 年
- (2) 民事訴訟法 2013 年
- (3) 刑法 2006 年
- (4) 刑事訴訟法 2012 年
- (5) 侵害責任法 2009 年
- (6) 広告法 2015 年
- (7) 産品質量法(産品品質法) 2000 年
- (8) 仲裁法 1994 年
- (9) 最高人民法院による専利紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定(法釈[2001]21号)
- (10) 最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(法釈[2009]21号)
- (11) 最高人民法院による商標民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈(法釈[2002]32号)
- (12) 最高人民法院による登録商標、企業名称及び先行権利の抵触の民事紛争事件に関する若干問題の規定([2008]3号)
- (13) 最高人民法院による馳名商標保護に及ぶ民事紛争事件の応用法律若干問題の解釈(法釈[2009]3号)
- (14) 最高人民法院による反不正競争民事事件の審理の法律適用の若干問題に関

する解釈(法釈[2007]2号)

- (15) 北京高級人民法院の専利権侵害判断指南 2013年
- (16) 専利行政法執行弁法 2015年
- (17) 知識産権海関(税関)保護条例 2014年
- (18) 展示会知識産権保護弁法 2006年
- (19) 中国互聯網域名(インターネットドメインネーム)管理弁法 2004年

## 2. 侵害対策関係機関

### 2.1 国家知識産権局

**State Intellectual Property Office of the PRC (SIPO)**

住所: 中国北京市海淀区蓟门桥西土城路6号 郵便番号 100088

電話: +86-10-6208-3114

Fax: +86-10-6201-9615

Email: sipo1@sipo.gov.cn

Website: www.sipo.gov.cn

[特許(発明、実用新案、意匠)、回路配置設計の登録手続き、保護、管理等の制度設計、運用、奨励事業、特許審判、権利行使部門との協調を担当する。]

### 2.2 国家工商行政管理総局

**State Administration for Industry and Commerce of the PRC (SAIC)**

住所: 中国北京市西城区三里河东路8号 郵便番号 100820

電話: +86-10-8865-0000/6801-0463/3447

Email: dfa@saic.gov.cn

Website: http://www.saic.gov.cn/

[市場監督管理と関連する行政法執行業務を主管し、独占禁止、商標、企業登記、消費者保護等の直屬機関に有し、全国工商行政管理業務、經濟違法行為を調査処分する権限を有する。]

#### 2.2.1 国家工商行政管理総局商標局

**Trademark Office (TMO)/SAIC**

住所: 中国北京市西城区茶马南街1号 郵便番号 100055

電話: +86-10-6802-7820、10-6805-2266

Website: http://sbj.saic.gov.cn/

[商標権の登録手続きを担当する。]

### 2. 3 農業部植物新品種保護弁公室

The Office for the Protection of New Varieties of Plants,  
Ministry of Agriculture of the PRC (MOA)

住所： 中国北京市朝阳区东三环南路 郵便番号 100122

電話： +86-10-5919-9388

Fax: +86-10-5919-9396

Email: cnpvp@agri.gov.cn

Website: <http://www.cnpvp.cn/>

[農業部での植物新品種の申請登録手続きを担当する。]

### 2. 4 国家林業局植物新品種保護弁公室

The Office for the Protection of New Varieties of Plants,  
State Forestry Administration Office of the PRC (SFA)

住所： 中国北京市东城区和平里东街 18 号 郵便番号 100714

電話： +86-10-8423-9104

Fax: +86-10-8423-8883

Email: 84238883@cnpvp.net

Website: <http://www.cnpvp.net/>

[林業局での植物新品種の申請登録手続きを担当する。]

### 2. 5 国家新聞出版広電総局国家版權局(著作権局)

National Copyright Administration of the PRC (NCAC)

State Administration of Press, Publication, Film and Television of the PRC

住所： 中国北京市宣武区宣武门外大街 40 号 郵便番号 100052

電話： +86-10-8313-8629 (通報)8313-8747

Fax: +86-10-8313-8646

Email: copyright@ncac.gov.cn (通報)bqwqjb@163.com

Website: <http://www.ncac.gov.cn/>

[インターネットを含む、新聞出版事業と著作権管理を主管する。]

#### 2. 5. 1 中国版權保護中心(中国著作権保護センター)

Copyright Protection Center of China (CPCC)/NCAC

住所： 中国北京市西城区天桥南大街 1 号

天桥艺术大厦 A 座三层 郵便番号 100050

電話： +86-10-6800-3887

Fax: +86-10-6800-3945

Website : <http://www.ccopyright.com.cn/>

(著作権登記部)

電話: +86-10-6800-3887-5914(内線)

Fax: +86-10-6800-3903

Email: [zzqdj@ccopyright.com](mailto:zzqdj@ccopyright.com)

(ソフトウェア登記部)

電話: +86-10-6800-3934

Fax: +86-10-6800-3901

Email: [rjdj@ccopyright.com](mailto:rjdj@ccopyright.com)

[著作権情報の管理、登録を担当する。]

## 2. 6 国家質量監督検査検疫総局

**General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine of the PRC (AQSIQ)**

住所: 中国北京市海淀区马甸东路9号 郵便番号 100088

電話: +86-10-8226-0001

Fax: +86-10-8226-0011

Email: [gwgk@customs.gov.cn](mailto:gwgk@customs.gov.cn)

Website : <http://www.aqsiq.gov.cn/>

(執法督查司(国家質検総局偽造取締弁公室)執法管理)

電話: +86-10-8226-2112

Fax: +86-10-8226-0205

[品質、計量、商品検験、衛生検疫、動植物検疫、安全と認定認可、標準化等の業務を主管する。]

## 2. 7 公安部

**The Ministry of Public Security of the PRC (MPS)**

住所: 中国北京市东城区东长安街14号 郵便番号 100741

電話: +86-10-6626-2114

Website : <http://www.mps.gov.cn/>

(經濟犯罪偵察局 知的財産権処)

電話: +86-10-6626-6604

Fax: +86-10-6626-2370

[中国の警察業務を指導、監督、検査を主管し、地方の公安局(警察署)の知的財産権を侵害する刑事案件の捜査、処罰等を管轄、指導する。]

## 2. 8 海関総署

### General Administration of Customs of the PRC (GACC)

住所： 中国北京市朝阳区建国门内大街 6 号 郵便番号 100730

電話： +86-10-6519-5744/4114

Fax： +86-10-6519-5840

Email： gwgk@customs.gov.cn

Website： <http://www.customs.gov.cn/>

(政策法規司知的財産権保護処)

電話： +86-10-6519-5489

Fax： +86-10-6519-5358

Email： ipr@customs.gov.cn

[中国の輸出入監督管理、徴税、税関検査を主業務とし、知的財産権税関保護、密輸取締を担当する。]

## 2. 9 最高人民法院

### The Supreme People's Court of the PRC (AQSIQ)

住所： 中国北京市东城区东交民巷 27 号 郵便番号 100745

電話： +86-10-6755-0114

Website： <http://www.court.gov.cn/>

(民事裁判第三法廷-知的財産権法廷)

電話： +86-10-6755-6771

Fax： +86-10-6755-6778

[中国の最上級の裁判所、原則、再審請求事件を担当する。]

### 2. 9. 1 北京高級人民法院

住所： 中国北京市朝阳区建国门南大街 10 号 郵便番号 100022

電話： +86-10-8526-8122

Fax： +86-10-6529-0390

Website： <http://bjgy.chinacourt.org/>

[北京市の第二級裁判所]

#### 2. 9. 1. 1 北京知識産権法院

住所： 中国北京市海淀区彰化路 18 号 郵便番号 100097

電話： +86-10-8908-2000

Website： 準備中

[北京市の知的財産権(商標、著作権等除く)の第一審裁判所、知識産権局復

審委員会及び商標局評審委員会の審判不服の行政訴訟を担当する。]

## 2. 9. 2 上海高級人民法院

住所： 中国上海市徐汇区肇嘉浜路 308 号 郵便番号 100031

電話： +86-21-3416-9666/6308-0000

Website: <http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/index.html>

[上海市の第二級裁判所]

### 2. 9. 2. 1 上海知識産権法院

住所： 中国上海市浦东新区张衡路 988 号 郵便番号 201203

電話： +86-21-5895-1988

Email: [shzcfy@hshfy.sh.cn](mailto:shzcfy@hshfy.sh.cn)

Website: [http://shzcfy.hshfy.sh.cn/zcfy/web\\_index.action](http://shzcfy.hshfy.sh.cn/zcfy/web_index.action)

[上海市の知的財産権(商標、著作権等除く)の第一審を担当する。]

## 2. 9. 3 広州高級人民法院

住所： 中国広州市天河区员村一横路 9 号 郵便番号 510655

電話： +86-20-8511-0000

Website: <http://www.gdcourts.gov.cn/>

[広州省の第二級裁判所]

### 2. 9. 3. 1 広州知識産権法院

住所： 中国广州市萝岗区开创大道 2662 号 郵便番号 510530

電話： +86-20-6293-0001

Email: [gzzscqfy@gipc.gov.cn](mailto:gzzscqfy@gipc.gov.cn)

Website: <http://www.gipc.gov.cn/>

[広州省(除く深セン市)の知的財産権(商標、著作権等除く)の第一審を担当する。]

## 2. 10 最高検察院

**The Supreme People's Procuratorate of the PRC**

住所： 中国北京市东城区北河沿大街 147 号 郵便番号 100726

電話： +86-10-6520-9114

Website: <http://www.spp.gov.cn>

[告訴、汚職事件を担当する検察の最高機関である。]



## 2. 11 北京市

### 2. 11. 1 北京市知識産権局

住所： 中国北京市西城区德胜门东大街 8 号  
东联大厦 2 层 郵便番号 100009

電話： +86-10-8408-0200

Fax： +86-10-8408-0087

Website: <http://www.bjipo.gov.cn/>

[地方政府の特許権行政機関、特許権侵害行政手続き]

### 2. 11. 2 北京市工商行政管理局(AIC)

住所： 中国北京市海淀区苏州街 36 号 郵便番号 100080

電話： +86-10-8269-0900

Website: <http://www.hd315.gov.cn/>

[地方政府の工商行政管理機関、商標権侵害行政手続き]

### 2. 11. 3 北京市質量技術監督局(TSB)

住所： 中国北京市朝阳区育慧南路3号 郵便番号 100029

電話： +86-10-5752-0000

Website: <http://www.bjtsb.gov.cn/>

[地方政府の製品品質監督指導機関、模倣品対策行政手続き]

### 2. 11. 4 北京市公安局(GAJ)

住所： 中国北京市东城区前门东大街 9 号 郵便番号 100740

電話： +86-10-8522-5050

Website: <http://www.bjgaj.gov.cn/>

[地方政府の省察部門、刑事告訴申立て手続き]

### 2. 11. 5 北京海関

住所： 中国北京市朝阳区光华路甲 10 号 郵便番号 100026

電話： +86-10-8573-6114

Website: <http://beijing.customs.gov.cn/>

[北京市の税関部門、輸出入知的財産権侵害行政手続き]

## 2. 12 上海市

### 2. 12. 1 上海市知識産権局

住所： 中国上海市浦東新区世博村路 300 号 1 号楼 郵便番号 200125

電話: +86-21-2311-0872

Fax: +86-21-5404-6692

Email: sipa\_gjc@aliyun.com

Website: <http://www.sipa.gov.cn/>

[地方政府の特許権行政機関、特許権侵害行政手続き]

#### 2. 12. 2 上海市工商行政管理局(AIC)

住所: 中国上海市徐汇区肇嘉浜路 301 号 郵便番号 200032

電話: +86-21-6422-0000

Email: sgs@sgs.gov.cn

Website: <http://www.sgs.gov.cn/>

[地方政府の工商行政管理機関、商標権侵害行政手続き]

#### 2. 12. 3 上海市質量技術監督局(TSB)

住所: 中国上海市徐汇区宜山路 728 号 郵便番号 200233

電話: +86-21-5426-6366

Email: webmaster@shzj.gov.cn

Website: <http://www.shzj.gov.cn/>

[地方政府の製品品質監督指導機関、模倣品対策行政手続き]

#### 2. 12. 4 上海市公安局(GAJ)

住所: 中国上海市静安区武宁南路 128 号 郵便番号 200042

電話: +86-21-6231-0110

Website: <http://www.police.sh.cn/>

[刑事告訴申立て手続き]

#### 2. 12. 5 上海海関

住所: 中国上海市黄浦区中山东一路 13 号 郵便番号 200002

電話: +86-21-6889-0000

Website: <http://shanghai.customs.gov.cn/>

[上海市の税関部門、輸出入知的財産権侵害行政手続き]

#### 2. 13 中国国際貿易仲裁委員会

China International Economic and Trade Arbitration Commission (CIETAC)

住所: 中国北京市西城区桦皮厂胡同 2 号

国際商会大厦 6 层 郵便番号 100035

電話: +86-10-6464-6688/8221-7788

Fax: +86-10-6464-3500/8221-7766

Fax: info@cietac.org

Website: <http://www.cietac.org/>

(ドメイン名解決センター) <http://dndrc.cietac.org/cietac.jsp>

[中国の代表的仲裁機関、ドメインネーム紛争解決を含む商事仲裁を行う]

## 2. 14 中国互联网络信息中心(中国ネットワーク情報センター)

China Network Information Center (CNNIC)

住所: 中国北京市海淀区中关村南四街4号

中国科学院软件园1号楼一层 郵便番号 100190

Tel: +86-10-5881-3000

Fax: +86-10-5881-2666

Email: [service@cnnic.cn](mailto:service@cnnic.cn) (通報) [supervise@cnnic.cn](mailto:supervise@cnnic.cn)

Website: <http://www.cnnic.com.cn/>

[中国の国レベルドメインネームの登録機関]

## 3. 侵害の定義

### 3. 1 特許権(専利)の侵害

中国の特許権のカテゴリーには、発明、実用新案(実用新型)及び意匠(外観設計)の3種類が含まれる。実用新案の保護対象は製品の形状や構造で方法は含まれない。意匠は製品の形状、模様など美観に富む工業的創作を言い、機能に基づくものは含まれない。なお、2014年5月よりユーザーインターフェイス(GUI)も保護対象に含まれる。

特許権者の承諾なく、権利存続期間中に中国国内で、専利法第11条に規定される特許権者の禁止権を実施する行為は侵害行為と見做される。特許権者又は利害関係者(専用実施権者)は民事訴訟において、侵害の停止或いは損害の賠償を請求することができる(専利法第60条、同第66条)。

専利法が規定する発明特許、実用新案特許を実施していると見做す対象は事業を目的とする次の行為である(同第11条第1項)。

(a) 特許製品<sup>1</sup>の製造、使用、販売の申出、販売、及び輸入する行為;

<sup>1</sup> 製品を構成する部品の場合も対象となる(最高人民法院法釈[2009年21号]第12条第1項)

- (b) 特許方法<sup>2</sup>の使用する行為；
- (c) 特許方法に基づき直接得られた製品の使用、販売の申出、販売、及び輸入する行為；

専利法が規定する意匠特許を実施していると思倣する対象は事業目的の次の行為である(同第11条第2項)。

- (d) 意匠特許製品<sup>3</sup>の製造、使用、販売の申出、販売、及び輸入する行為

#### 侵害対象外規定

- (1) 特許製品或いは特許方法により直接得られる製品が特許権者或いはその許可を得た単位或いは個人に対し販売された後に、当該製品を使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合(消尽)；
  - (2) 特許出願日以前に既に同一製品を製造するか、同一方法を使用しているか或いは既に製造、使用のために必要な準備を終えている、かつ原範囲内で製造、使用を継続している場合(先使用)；
  - (3) 一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送手段において、その所属国と中国が締結した協定或いは加盟している国際条約或いは互惠主義の原則に基づき、その輸送手段自体の必要によりその装置と設備において関連特許を実施する場合；
  - (4) 専ら科学研究と実験のためにのみ関係特許の実施を行う場合；
  - (5) 行政審査が必要とする情報を提供するために特許医薬品或いは特許医療装置を製造、使用、輸入する場合、及び専門的にそのために特許医薬品或いは特許医療装置を製造、輸入する場合(ポーラ一条項)
- (以上、第69条)
- (6) 実施した技術或いは意匠が先行技術或いは先行意匠であることを証明できる場合(第62条、公知技術の抗弁)

#### 権利行使で注意すべき事項

- ・ 発明特許は公開による賠償請求権が発生する(同第13条)
- ・ 特許番号表示規定があるが(同第17条2項)、権利失効後も表示すると虚偽表示で処罰を受ける可能性がある<sup>4</sup>
- ・ 救済は侵害の差止及び損害賠償であり、いずれも原告に立証義務がある(同第60条、同第65条)
- ・ 救済は、行政と司法の2つのルートがある(同第60条)

<sup>2</sup> 当該製品から後続する製品を製造する場合も対象となる(最高人民法院法釈[2009年21号]第13条)

<sup>3</sup> 意匠製品を構成する部品の場合も対象となる(最高人民法院法釈[2009年21号]第12条第2項)

<sup>4</sup> 専利標識表示弁法[2012年63号]第8条

- ・ 権利行使には、特許証と最新の年金納付の受領書、或いは、登録原簿のコピーの提示が求められる
- ・ 実用新案特許と意匠特許の権利行使では、評価書<sup>5</sup>の提示が求められる(同第61条第2項)
- ・ 模倣品対策では、特許詐称による行政処罰も検討する(同第63条)
- ・ 緊急性のある事件には仮差止制度がある(同第66条)
- ・ 証拠が消滅するなど保全が必要な場合は保全措置ができる(同第67条)
- ・ 訴訟の時効は侵害行為を知りえた日から2年である(同第68条)
- ・ 発明が製造方法で、製品が従来からある製品の場合、特許権者はその製造方法の立証義務がある(同第61条第1項)
- ・ 侵害していたことを知らない侵害者が不知の抗弁を立証できた場合、侵害を知るまでの期間の損害賠償義務はない(同第70条)
- ・ 名義や住所変更などは権利行使前に必ず行う

●2015年12月2日の専利法改正審議用の改正案(送審稿)での特許権及び権利行使にかかる主要な改正案は下記の通り。

- ① 意匠の保護対象に製品の部分を追加(専利法改正草案第2条4項)
- ② 地方政府の知識産権局に専利執行法に基づく権限の付与(同第3条)
- ③ 権利行使に信義誠実の原則と特許濫用の制限を明確化(同第14条に新設)
- ④ 非登録対象に「原子核変換方法」を追加(同第25条1項(5))
- ⑤ 意匠特許の権利期間を10年から15年に延長(同第42条)
- ⑥ 処分に故意侵害の処罰を追加(同第60条)
  - ・ 侵害品や専用品の没収、調停和解不履行の強制執行
  - ・ 行政処罰最大25万元以下の罰金
- ⑦ 損害賠償額の調停手続きの明確化(同第61条に新設)
- ⑧ 侵害幫助者の連帯責任(同第62条に新設)
- ⑨ ネットワーク事業者の連帯責任を新設(同第63条に新設)
  - ・ ネットワークサービス提供者はネットワーク利用者がその提供するネットワークサービスを特許権侵害に利用していること知りながら或いは知るべき状況で、適時に権利侵害品と連結を削除、遮蔽、切断するなど必要な制止措置をとっていない場合、ネットワーク利用者と連帯責任を負わなければならない。
- ⑩ 特許詐称による処分の増額(同第66条)
  - ・ 違法経営額、5万元以上はその1～5倍、5万元以下はその25万元以下
- ⑪ 行政処の妨害に対する警告や処罰規定の追加(同第67条)
- ⑫ 賠償額の増額(同第68条)

<sup>5</sup> 特許権者の請求に基づき2009年10月1日出願以降の登録実用新案特許と意匠特許にのみ作成される。

- ・懲罰的賠償の導入し、特許権を故意侵害に対して、算定賠償額を最高 3 倍以下の増額ができる
- ・法定賠償額を 10 万元以上 500 万元以下までに増額
- ・賠償額推定方法の明確化

権利者が既に挙証に尽力したが立証が不十分な場合、人民法院は被告侵害者に侵害行為に関わる帳簿や資料の提供を命じることができる。なお、被告が提供しない、或いは虚偽の帳簿や資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を賠償額確定の参考とすることができる

以上、本稿作成 2015 年末時点では 2016 年度の改正が見込まれている。

保護期間： 発明特許：出願日から 10 年

    実用新案特許及び意匠特許<sup>6</sup>：出願日から 10 年

    （専利法第 42 条）

### 3. 2 商標権の侵害

商標権の所有者（以下、商標権者という）の承諾なく、権利存続期間中に中国国内で、商標権者の専用権（商標法第 56 条）を侵害する行為があった場合、商標権者及び専用実施権者（利害関係人）は救済を受けることができる（商標法第 60 条）。

商標の使用とは、商標を商品、商品の包装、若しくは容器及び商品取引文書上で、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動において用いる商品の出所の識別のための行為を言う（同第 48 条）。

商標法が侵害と見做す対象は次の行為である（同第 57 条）。

- 商標登録人の許諾なく、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用している場合；
- 商標登録人の許諾なく、同一の商品にその登録商標と類似する商標を使用している、或いは類似する商品にその登録商標と同一或いは類似する商標を使用し、誤認混同しやすくしている場合；
- 登録商標専用権を侵害する商品を販売している場合；
- 他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造している場合、或いは偽造、無断で製造された他人の登録商標の標識を販売している場合；
- 商標登録人の許諾を得ず、その登録商標を変更するとともに、当該変更商標を使用した商品を市場に投入している場合；
- 故意に他人の商標専用権に対する侵害行為に便宜を図り、他人による商

<sup>6</sup> 2015 年の専利法改正案はハーグ協定加盟のために 5 年延長し 15 年としている、本稿作成時には未成立。

標専用権侵害行為を幫助した場合；

(g) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えている場合

侵害対象外規定(同第 59 条)

- (1) 登録商標中に本商品の一般名称、図形、型番、若しくは直接商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴点が含まれる、或いは地名が含まれる場合；
- (2) 立体登録商標中に商品自体の性質からなる形状、技術的効果を得るために必要な商品の形状或いは商品に実質的価値を付与する形状が含まれる場合；
- (3) 登録商標権者が商標登録出願するより前に、他人が同一又は類似の商品に登録商標権者より先に登録商標と同一或いは類似する商標を使用するとともに、ある程度の影響を有するようになっている場合(先使用)、なお、適切な識別標識を追加することを求めることはできる

権利行使で注意すべき事項

- ・ 商標権の名義や住所の変更があれば、速やかに行わなければならない(同第41条)
- ・ 登録商標、登録人名義、住所或いはその他の登録事項を変更した場合、地方の工商局から是正命令を受けることがある。対応しないと登録取消となる(同第49条第1項)
- ・ 登録商標が通用名称に希釈化した場合、連続3年間不使用の場合、無効取消請求の対象となる(同第49条第2項)
- ・ 未登録商標を登録商標と虚偽表示した場合、処罰対象となる(同第52条)
- ・ 救済は、訴訟と行政の2つのルートがある(同第60条)
- ・ 権利行使では、商標登録証、或いは更新証の原本の提示が求められる
- ・ 行政ルートの告発や通報は何人も可能である(商標法実施条例第57条)
- ・ 救済は、侵害の差止及び損害賠償、侵害商品と権利侵害商品の製造、登録商標標識の偽造工具を没収・廃棄、処罰(商標法第60条)、損害賠償と懲罰的賠償がある(同第63条)
- ・ 3年不使用の場合、侵害不知による侵害の場合、損害賠償の請求をすることはできない(同第64条)
- ・ 被疑侵害者が業務の準備や提携又はその他の関係で当該商標が先に使用されていることを明らかに知りながら冒認出願して、商標権を保有している場合は、冒認出願対策(同第15条)と反不正競争法の活用を検討する
- ・ 商号に登録商標、或いは未登録の馳名商標を使用された場合は、反不正

当競争法により救済を求める(同第58条)

- ・ 緊急性のある事件には仮差止制度がある(同第65条)
- ・ 証拠が消滅するなど保全が必要な場合は保全措置ができる(同第66条)
- ・ 犯罪を構成する場合は、刑事罰を請求できる(同第67条)
- ・ 時効は侵害発生を知り得た日から2年である
- ・ 商標代理人による先取り登録などの不正行為は処罰対象である(同第68条)

#### ● 馳名商標制度と非登録周知商標の注意点

パリ条約や TRIPS 協定で規定され、保護を受けることができる周知商標は、中国でも 2001 年の改正商標法第 13 条(現行商標法第 14 条)に規定され、2003 年の「馳名商標の認定及び保護規定」により保護されるようになった。馳名商標とは、「名前が馳せる」との文字通り、「著名商標」とも呼ばれるが、中国での「著名商標」は、地方政府の工商行政管理局が地域内で保護する周知商標を指している。そのため、中国国内での「馳名商標」と「著名商標」の記載については、注意する必要がある。商標法上の馳名商標は、中国では全く未登録の場合と当該商品やサービスが周知である区分以外に未登録の場合の2つの状況での保護を受けることができる。

2014 年の商標法実施条例第 2 条は、馳名商標をさらに明確にし、「中国において関連する公衆に熟知されている商標」と定義し、商標の異議、係争の処理において、商標評審委員会や人民法院の判断により受動的に認定を受けるものである。関連する公衆とは、商標が表示される特定の種類の商品又はサービスを使用する消費者、当該商品の生産、又はサービスを提供する他の事業者や販売ルートに関係する関係者等が含まれる。そして、馳名商標の認定には、以下の要素が立証されなければならない(商標法第 14 条)。

1. 関連する公衆の当該商標に対する認知度;
2. 当該商標の持続的な使用期間;
3. 当該商標の全ての宣伝業務の持続期間、程度及び地域;
4. 当該商標の馳名商標としての保護記録;
5. 当該商標が馳名であることのその他の要因

日本企業が模倣品や侵害対策で馳名商標を主張する場合の比較的難しい点は、当該商標が未登録商標である場合、その持続的な使用期間が 5 年を下回らないことを証明する中国での資料を提供しなければならない、或いは、当該商標が登録商標である場合、その登録期間が 3 年を下回らない、又は持続的な使用期間が 5 年を下回らないことを証明する中国での資料を提供しなければならないことである。また、保



護の記録として、模倣品対策の処罰書がある、或いは、受賞記録があるなど、客観的な証拠を用意できない場合、馳名商標として認定を受けることが難しい。最近は、有名な中国企業の周知商標が馳名商標としての認定を受けることができない事例も発生しており、ハードルは高くなっている。なお、2014年の改正商標法により、一旦馳名商標の認定を受けても、広告宣伝に使用することは処罰の対象となることが規定されたことにも(同第53条)注意が必要である。

保護期間:登録日から10年間、10年毎の更新可能、無期限(第39条)

### 3.3 反不正当竞争法の違反

中国の不正競争防止法にあたる中華人民共和国反不正当竞争法は1993年12月1日に施行され、市場経済の順調な発展を保障し、公正な競争を奨励、保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的な権益を保護するために制定された。特に、市場取引における自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、社会経済の秩序を攪乱する行為を制限することを目的とし、事業上の不正手段、不公正取引、権利乱用や贈収賄など11の具体的な不正競争行為について規定し、処罰の対象としている。

知的財産関係では、未登録の商標などの事業上の不正手段、広告宣伝、及び営業秘密について規定している。<sup>7</sup>

#### (a)不正手段により損害を与える行為の禁止(反不正当竞争法第5条)

1. 他人の登録商標を盗用する行為;
2. 承諾なく著名商品の特有な名称、包装、デザインを使用、又は著名商品と類似する名称、包装、デザインを使用することで、他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品と誤認させる行為;
3. 承諾なく他人の商号又は姓名を使用することで、公衆に当該他人の商品と誤認させる行為;
4. 商品に品質認定標識、優秀著名標識などの品質標識を偽造・盗用、又は原産地を偽造し、公衆に誤解させるよう品質の虚偽を表示する行為

#### (b)虚偽の広告宣伝の禁止(同第9条)

1. 事業者は広告又はその他の方法で商品の品質、成分、性能、用途、生産者、有効期間、産地などについて、公衆に誤解を与える虚偽宣伝を行ってはならない;
2. 広告事業者は明確な又は知りうるべき状況の下で虚偽広告の代理、設計、

<sup>7</sup> 最高人民法院による反不正当竞争民事事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈(法釈[2007]2号)を参照

制作、発表をしてはならない

(c) 営業秘密の侵害禁止(同第 10 条)

中国で営業秘密(中国語では、商業秘密)とは、非公知・非公開のノウハウであること、経済的利益をもたらす実用性があること、及び権利者が合理的秘密保持措置を取っていることを条件とする、技術情報及び経営情報をいう。

1. 窃盗、誘引、脅迫又はその他の不正な手段で権利者の営業秘密を入手する行為;
2. 入手した権利者の営業秘密を発表、使用、又は他人に使用許諾する行為;
3. 権利者との営業秘密の契約又は秘密保持要求に違反し、所持する営業秘密を発表、使用、又は他人に使用許諾する行為;
4. 第三者が違法行為であることを知っている、或いは知り得る場合で、権利者の営業秘密を取得し、使用、或いは発表した場合、営業秘密を侵害すると見做される

権利行使で注意すべき事項

- ・ 知名商品については、中国国内で一定の市場での知名度を有することが要求されており、日本など外国のみで良く知られ、中国国内で知られていない場合は、知名商品とは言えない
- ・ 名称、包装、デザインについて、下記の場合は、使用による顕著な識別性を得た場合を除いて、特異なものとして認められない
  - ① 商品の普通名称、図形、型番;
  - ② 商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量、及びその他の特徴を直接示すだけのもの;
  - ③ 商品自体の性質により生じる形状、技術的效果を得るために必要な形状、及び商品に実質的な価値を与える形状;
  - ④ その他の顕著な特徴に乏しいもの
- ・ デザインには、店舗の設計、用具、ユニフォームなど独特の事業モデルやスタイルも含まれる
- ・ 混同させるには、事業上の権利者との取引や特定の関係があると誤認させることも含まれる
- ・ 商標と商号の衝突は、2014 年の商標法改正により本法が適用される<sup>8</sup>。法人登記(商号登録)は各地域の工商行政管理局企業登記処で企業登記弁法に基づき行うが、日本の地方法務局の手続きと同様で登録商標の有無は判断されない。こうした商号登記に商標権が使われてしまった場合、商標

<sup>8</sup> 最高人民法院の登録商標、商号と先行権利が衝突する民事事件審理の若干の規定(法釈[2008]3号)を参照

権に基づき、取消や変更を求めることになるが、その際に誤認混同などを理由に商標法を提訴理由とするのではなく、著明な商標の盗用や不正な行為を理由に反不正競争法に基づき提訴することになる

- ・ 誤認混同や損害賠償の判断の基本は、商標での判断方法を参照できる
- ・ 模倣品業者やその関係者による広告や商品表示について、産品品質法、広告法と共に本法を活用する
- ・ 営業秘密について、営業秘密の漏えいに直接関与した者と使用者の接触や同一技術の使用及びそれによる損害を立証しなければならない
- ・ 営業秘密の漏えいや使用は、元従業員が関与するケースが多く、刑事罰の対象でもあり、刑事告訴ができる十分な立証が必要となる
- ・ 時効は、違反や侵害の行為を知り得た日から2年である
- ・ 救済は、行政と司法ルートが2つある。行政ルートは地方政府の工商行政管理局公平交易処であるが、形態模倣については消極的である。商号は企業登記局が担当するが、登録された商号の変更については行政指導のみであり、実質的な変更や削除には人民法院の命令が必要である。営業秘密の場合、元従業員は公安に対する刑事告訴、企業の場合は民事訴訟となる
- ・ 救済には、使用の差止、侵害品や違法所得の没収、罰金、処罰、損害賠償、及び営業秘密の場合は技術の返還が含まれる

#### 4. 侵害の発見から解決までのフロー

中国は、アジア大陸の東部、太平洋の西岸に位置している。東は黒竜江から西はパミール高原の新疆ウイグル自治区まで東西は約5200キロ、北は内モンゴル自治区から南は南沙諸島の一部からなり、国土690万平方km(日本の約26倍)に56の民族、約13.4億人(漢民族が約92%)が居住する多民族である。1949年10月に中華人民共和国が成立し、現在の人民民主共和国となった。

中国は、農業や地理、民族などの理由から行政区分を中央と地方に分けて組織し、



地方は4段階の行政組織からなる。第一級の行政区分は、浙江省や広東省など22の省、内モンゴルや新疆ウイグルなど5つの自治区、北京、天津、上海、重慶の4つの直轄市、及び香港とマカオの2つの特別行政区の合計33の行政区が存在する。なお、台湾は自国領と見なし、省クラスに位置付けている。また、この第一級の行政区分の下に、地(市)ク

ラス、県(県や市)クラス、郷クラス(郷や鎮)と三級を設け、全体で4段階の行政組織としている。

主要産業は、繊維、食品、化学原料、機械、電気、非金属鉱物である。主な輸出産品は、自動情報処理機械類、衣類、携帯電話類などがある。取引相手国はアメリカ、EU各国、香港、ASEAN諸国、日本が中心で、日本への輸出は、主に、電気機器、一般機械、衣類である。2015年上期の日中貿易統計によると、対日輸出はアメリカに次いで2位で、主な輸出品は原材料、衣類、通信機、電算機、化学品、食品の順で、日本からの輸出は、半導体等電子部品、輸送機器、科学光学機器、化学製品、電気回路製品の順であるが、食品、音響製品、通信機器、二輪バイク、家庭用品などが急増している。

#### 4.1 侵害の発見

侵害と疑われる物品(以下、被疑侵害品)は、著作権侵害の海賊品をはじめニセモノから模倣品まで数多く流通しており、中国国内市場での販売のみならず、外国への供給地となっていることは、多くの資料で示されている。中国政府は、こうした知的財産権侵害の拡大に対して、法整備や関連官庁及び機関による組織的な対策を継続して実施し、多くの成果を上げている。

こうした対策がなされたことから、侵害の現場では多くの変化が生じている。例えば、今まで模倣品を製造販売していた業者が、自社独自ブランドとしての商標権取得、改良技術に対する実用新案特許取得など積極的に対応を行い、事業を確実なものとして、地域の成長企業となっている場合が多くみられる一方で、模倣のレベルを更に進化させ、ノーブランド商品や巧妙化した商標表示、偽造の分業化、製造から販売の分業化や地域分散化など、法執行の隙間をついた侵害行為へと模倣活動をさらに深化させ、発見がしづらい模倣会社や侵害会社がまだ多数存在している。こうした変化により、これまで日本企業による被害の報告が多かった北京や上海などの主要都市、浙江省や広東省など一部の製造拠点では目につきやすく分かり易い模倣品の発見は減少している。しかし、遼寧省、天津市、河北省、山東省、江蘇省、福建省の沿岸地域や四川省、重慶市、湖北省、河南省、安徽省などでは変わらず被疑侵害品が発見されるとの報告が依然として多い<sup>9</sup>。

こうした被疑侵害品は、各地の市場で販売されていることが発見されるほか、アリババ(阿里巴巴)グループ<sup>10</sup>のアリババ 1688、T-mall(天猫)、タオバオ(淘宝)やジンドン(DJ京東)<sup>11</sup>などのショッピングサイトで知られるインターネット通販サイトやインターネットモール、或いは数多く開催される展示会、例えば輸出向けの広東フェア<sup>12</sup>や上海フェア、或いは国内各地で開かれるモーターショー、各種機械や電気製品などの展示会で発見されたり、現地法人、現地の協力会社、販売代理店からの通報、顧客や得意先からのクレームにより発見されたりしている。

また、中国では多くの日本企業や欧米企業が模倣品対策活動を行っており、同業他社の模倣品対策の過程や結果として、或いは情報を共有するような場合に侵害情報が提供されることもある。時には、税関など当局による検査や捜査において、被疑侵害品が発見され、法律事務所や調査会社を通じて連絡を受けることもある。そして、最近では東南アジア、インド、中近東、さらに欧米から中南米まで世界各国で発見され、連絡を受けることも増加している。

中国国内で発見される侵害品は、国内で製造される一般機械、電子部品、電気製品、自動車部品や日用品雑貨と幅広く、これまでは、ジャーマオ(假冒)とよばれる他人の商標を付けた質の悪いデットコピーのニセモノやファンマオ(倣冒)とよばれる、商標や表示は異なるが形態模倣したものが数多く発見されていた。しかし最近では比較的質の良い模倣品や侵害判断の難しい類似品が発見されている。また、急激な為替

<sup>9</sup> 2014 年度特許庁模倣被害調査報告書

<sup>10</sup> アリババ: <http://www.1688.com/>, T-mall: <http://www.tmall.com>, タオバオ: <http://www.taobao.com>

<sup>11</sup> 京東: <http://www.dj.com>

<sup>12</sup> 広州交易会: <http://www.cantonfair.org.cn/cn/index.asp>

レートの変動のために、日本や韓国から正規品を並行輸入し、商標の先取りをしながら販売する事例など様々な形態の侵害が発生しており、毎日のように報告されている。

#### 4.2 証拠の収集

税関や展示会などで被疑侵害品が直接発見された場合、その場で侵害品と確認できたら確実に証拠として確保する。一方、税関や展示会以外で、侵害品発見の通知を受けた場合には、時には明確な証拠や事実などがなく、単なる情報として提供される場合もあるため、その情報が確実なものであるかどうか、慎重な対応が必要である。

被疑侵害品の発見情報は、その初期情報として、比較的曖昧で不明確であることが多いため、下記のように具体的項目毎に整理し、追加調査をすることで、確実な証拠収集に繋がるようにする。

・通報者：

現地法人や販売代理店の社員、法律事務所、調査会社、匿名通報など

・発見者：

現地法人や販売代理店の社員、顧客のクレーム、調査会社の社員など

・発見場所と日付：

地域や場所の名前だけでなく、具体的な住所やビル名、会社名、販売店名、展示会名、インターネットサイトアドレスなど、及びそれらを確認した日付

・発見時の状況：

ショッピングモールでの陳列、露天での販売、インターネットサイトで見た、広告やチラシ、カタログで見た、営業先で聞いたなど。発見者から聴取できる場合、発見時の店内や周辺の様子など

・サンプルの有無：

サンプルがあれば現物入手、領収証の有無、なければ写真などを入手  
写真は技術的或いはデザインを比較検討できる分解写真や6面の写真

・被疑侵害品の具体的説明：

外見、色、機能、商標、意匠、包装パッケージの説明、及びカタログなどの資料

・侵害された自社製品：

自社製品や商品名や型番、現モデルか旧モデルか、海外向けか日本国内向けか、付属品や製品の一部の部品が模倣されている場合は、対象モデルのどの付属品か、或いは対象製品のどの部分かなど

初期証拠が入手できた場合は、精巧な侵害品か、または質の悪い模倣品であるかどうか、また自社の真正品か並行輸入品かなど、さまざまな角度から判定する。パッケージや商品本体にどのような記載があるか、製造国や番号類、製造元、商標などの記載があるか、また、パッケージや付属する説明書などの記載は自社のものと比べて同一かどうか、違う場合は、どこがどのように違うのかなどを細かく分析すると、自社の特許権、商標権、又は著作権の侵害か、製造販売のルート(商流)と模倣品か並行輸入品かなどを判断し、総合的に纏めて、今後の対策方針を決定する基本情報とする。

通報者が営業スタッフや取引のない調査会社の場合は、十分確認がされていない情報であったり、誤報や売り込みの情報であったりすることが、後日判明することがある。また、インターネットサイトで被疑侵害品が掲載されている場合、後日そのサイトが削除されて、被疑侵害行為のひとつである販売の申出を立証できないことがある。また、展示会期間中だけ侵害品を確認できるような場合もある。

被疑侵害品(以下、被疑侵害行為を含めて被疑侵害品という)を収集する目的は、収集された被疑侵害品に対する詳細な分析を行い、どの知的財産権が侵害されているのか、具体的には、自社のどの製品に関連しており、特許権(発明、実用新案、意匠)、商標権、或いは著作権が侵害されているのか、その侵害事実の初期確認をすること、及び、証拠として活用することの2点にある。

被疑侵害品の発見情報を受けた場合、必ずサンプルの入手や製造・販売会社の情報を独自に入手することで、その事実と当事者の確認を行わなければならない。中国での証拠収集では、被疑侵害事実のコピーや現場の写真による立証だけでは、「真実性」に欠けるなど証拠性が不足であると判断され、単なる情報となってしまう、改めて入手することになったり、或いは被疑侵害者がウェブページを削除したり、警戒して被疑侵害品を提供しなくなったりと、後日証拠となるものが入手できない状況となり、継続した対策が困難になる場合も多い。従って、初動から証拠に活用できる情報収集と証拠確保を心掛けるべきである。

証拠は、大きく2つに分けることができる。一つは侵害事実を立証する証拠であり、もう一つは自社の権利証拠である。

自社の権利証拠とは、実体的な特許証、商標登録証の原本である。特許証の場合、最新の年金納付領収書、或いは国家知識産権局から入手した登録原簿のコピー原本が証拠となる。商標登録証の場合、更新がなされている場合は更新証書の原本が

必要である。これらのコピーは原則、証拠として認められないために、原本が保管されてない場合、再発行の手続きで準備する。

ところで、未登録の著名商標に基づき不正競争を申立てる場合、中国での使用や著名性を立証する証拠を提出し、馳名商標の認定を受けなければならない。証拠の種類や量について、現地の弁護士に相談の上、自社の対象商標や製品、その販売状況や関係資料について確認し、必要な証拠となる実績や資料を収集する。

侵害証拠と主張するために不可欠な資料や収集の場面では、公証人<sup>13</sup>を利用し、その面前で証拠となるウェブページの印刷、また展示ブースで被疑侵害品の資料や写真の入手、時には、店舗での購入や購入打合せ作業を行ない、その過程や被疑侵害資料、及びその対象被疑製品の入手を公証保全する。行政ルートで、工商行政管理局(AIC)、質量技術監督局(TSB)、また知識産権局などにレイドと行政処分を申立てる場合は、公証保全は不可欠ではないが、担当官が理解し、調査作業の開始を決定すると判断するために十分で不可欠な証拠資料やサンプルを入手すべきである。以上のように、中国での証拠収集は、行政ルートでの処罰を目指す場合と司法ルートでの訴訟手続きを開始する場合では証拠能力の要求の違いがある点に注意を払いながら証拠収集に対応する。

侵害事実を立証する被疑侵害品は、侵害者と侵害品の関係が明確になっていなければならない。製造、販売の申し出、販売、或いは使用が主な侵害行為であることを前提に、被疑侵害行為が行われている地域や店舗、或いは、インターネットサイトやそのウェブページ及びそのアドレス、販売資料やサンプルを入手するとともに、入手した販売資料から被疑侵害品の製造地や製造会社などを特定し、製造会社のウェブページや販売資料、可能であれば直接サンプルを購入し、関係の明確な証拠とする。

販売の申し出の証拠であるパンフレットやウェブページの場合、会社名と対象製品が掲載されていることで、関連性が分かる。購入による証拠収集の場合は、被疑侵害者の会社名、対象製品の記載された領収書(発票朕)は重要な証拠となる。このように、会社名と証拠の関連が分かる証拠の確保を行う。

中国の領収書には、納税を証明した公印のある発票朕(ファーピャオ)と納品書にあたる收款集据や收据がある。発票朕や税関が発行する通関書類は、原本の場を提出すれば、そのまま証拠として使用できるため、発票朕に被疑侵害者の社名、その

---

<sup>13</sup> 公証人は地域性があり、公証法に基づき当該地域、或いは依頼者が所在する公証処(公証人役場)の有資格の公証人による作業でなければならない。外国の証拠は当該国での公証と領事認証が必要である。



明細に侵害証拠の対象となる品名や型番、或いは商標、及び金額などが記載されていることが最も好ましい証拠である。しかし、通常は、販売店や製造会社は收款集据や収据でのみ発行し、発票戻の作成になかなか同意しないことが多いために、公証人による公証付き購入で対応することになる。

サンプル購入の場合、公証購入で保全する被疑侵害品の他に、被疑侵害品の対象となる自社製品との比較や分析に加えて、特許侵害を分析するために不可欠な数量を事前に検討し、被疑侵害品を必要な数量で購入する。

現物証拠の入手が困難な場合は、被疑侵害品の写真やビデオなど侵害を直接示す、或いは電話での聴取やその事実を確認できる資料を保存するとともに、公証人による公証作業を同時に行い、後日の証拠として利用できるよう収集する。工商行政管理局(AIC)と質量技術監督局(TSB)の行政ルートでの権利行使をする場合は、現物証拠が入手できていない場合でも、担当官には裁量権が有るため、行政処罰の可能性が高いとの心証形成ができる程度の写真などの事実証拠を基に摘発(レイド)を申立て、仮発注などにより現物証拠が被疑侵害者の手元にある状況でレイドを執行することもできるので、調査会社や弁護士と入手済みの証拠が十分であるかどうか検討する。

侵害の程度が高く、自社の事業活動に影響がある侵害の場合は、損害賠償を請求することも視野に入れるため、損害額を立証する証拠を収集する。一般的に、こうした損害額を立証する証拠の収集は難しい作業であるため、現地の法律事務所に相談し対応することになる。中国では、市場で入手できない証拠や証拠の滅失を防止する事情がある場合、人民法院に申立てを行い、提訴前の証拠保全<sup>14</sup>による証拠収集が可能である。しかし、通常の子会社の事業所内での証拠保全では人民法院の担当官のみが入場できるために、目的の証拠保全ができない場合がある。また、提訴前に証拠保全を実施した場合は1週間以内<sup>15</sup>に提訴することが条件であることにも注意しなければならない。

中国の民事訴訟において、原告である知的財産権者が収集した侵害品に対して、被告は基本的にその真実性や関連性を否認することが多いために、否認できない現物証拠や公証が行われている真実性の高い証拠が好ましい。外国で形成された証拠については、当該国での公証や認証の追加作業が不可欠である。

---

<sup>14</sup> 民事訴訟法第 81 条

<sup>15</sup> 最高人民法院の民事訴訟証拠に関する若干規定第 23 条

### 4.3 侵害者の特定

侵害者の特定は、行政ルートでは被疑侵害者の特定と侵害場所、侵害品の保管場所の特定によるレイドとそれに引き続く処罰に不可欠であり、司法ルートでは被告の特定と裁判地の特定に不可欠な作業である。

店舗や倉庫等での侵害の場合は、その場所で行政処罰を目的とするレイドを実施することが多。そのためその経営者や事業者を特定することで、工商行政管理局(AIC)や質量技術監督局(TSB)に申立てをすることができるため、比較的容易に侵害者を特定することができる。また、税関で被疑侵害品の確保ができた場合、荷受人や所有者の住所を伝票類から特定できるために、比較的容易に特定することができる。

一方、インターネットサイトで販売をしている製造者のような場合、商品サンプルやパッケージに記載される会社や住所とインターネットサイトに掲載される会社と住所が一致しないことが多く、また、正式な会社名や住所が使用されていない場合も多く、事実確認のために直接受け取りを試みても、異なる場所を指定されるなど、容易に突き止められない。こうしたことから、サンプル購入における送り状や請求書から正しい会社名と住所を特定したり、時には返品を申し出て、その送付先から特定したりするような作業を行わなければ正しい住所や連絡先が分からないことがある。また、最近では巧妙な模倣行為として、製造とパッケージ、保管、輸送と分業体制をとり、関係当局による処罰を困難とするような侵害行為も行われている。

また、展示会では出展者情報を展示会主催者が確認しているものの、名刺交換をすると全く異なる会社名の場合がある。これは展示ブースの契約者から実際の出展者がブースや名前を借りていることによるものである。

こうした侵害者の特定及びその後の手続きは、相応のノウハウやツールを持っている現地の調査会社や法律事務所を通じて行うことが一般的である。そして、安全に確実な情報を収集できることが多い。中国の法律事務所の一部には、調査員を雇用している事務所もあるが、一般的には現地の知的財産権侵害調査専門会社が多数あり、広大な中国大陸とその特殊性を理解したサービスを活用できるメリットがある。しかし、それらの調査会社の能力や性格は様々であり、そのサービスが全て保証されるものではないことを理解しなければならない。以下は、日本人が勤務する地域ごとの代表的な調査会社であるが、日本貿易振興機構北京事務所は代表的な調査会社を紹介しているので参照することをお勧めする。

#### ジェトロの調査会社紹介サイト

一方、司法ルートで訴訟を前提とする場合には、裁判管轄を考えながら被告の選定を行うことで、原告として都合の良い人民法院や経験のある人民法院の選択、或いは地方保護主義など相手の影響を受けない人民法院の選択をすることができる。従って、商流や証拠能力のレベルなどを確認し、被告を決定する。通常は、侵害行為の発生地、或いは被告の居所又は経常的な事業住所が裁判地である<sup>16</sup>。

特許侵害訴訟の場合には、製造者による製造行為を差止めることが重要であることから、当該被疑侵害者の居所に加えて、製造地や製造委託先などを確認する。販売会社は上海や広州などの主要都市に所在するが、製造会社は地方に所在し、中国では同じ地域に類似製品を製造する競合会社が集中していることが多く、特許権者ができるだけ有利な地域で訴訟を展開するには、販売会社と製造会社を併せて有利な場所で提訴することが好ましく、共同侵害行為が立証できれば、都合の良い人民法院を選んで提訴することができる<sup>17</sup>。従って、下記のような共同侵害行為の態様に基づき、対象となる侵害者とその裁判管轄を確認することも重要である。

- (1) 製造＋販売、
- (2) 製造＋使用、
- (3) 販売＋使用、
- (4) 製造＋販売＋使用、
- (5) 技術供与者＋製造、
- (6) 技術供与者＋使用、
- (7) 技術供与者＋製造＋使用

ところで、中国では長く企業情報を簡単に確認することができず、当該地域を管轄する工商行政管理局に直接出向き、登記情報の確認や関係書類の閲覧やコピーを入手することで、被疑侵害者である企業の情報を確認する作業をしなければなかった。国家工商行政管理総局は、2014年に全国の企業登記情報を総括したデータベースを全国企業信用情報システム<sup>18</sup>として整備し、自由に閲覧できるように一般に公開した。中国語のみのサービスであるが、地域名から入力画面を開き、会社名の一部や登記番号を入力することで対象となる会社を調べることができる。

掲載される情報は、(1)登記情報、(2)届出情報、(3)行政処罰情報の3つに分かれて

---

<sup>16</sup> 民事訴訟法第 28 条

<sup>17</sup> 民事訴訟法第 21 条、第 35 条

<sup>18</sup> 企業信用信息公示系統 <http://gsxt.saic.gov.cn/>

おり、登記情報には営業許可証の記載事項、出資者の類型、名称、出資額等が、届出情報には董事長、董事、総経理の氏名、支所などの組織情報、清算情報が、行政処罰情報には違法行為の内容、処罰の根拠、処罰結果、処罰機関、処罰決定書の番号や日付が掲載されようになっている。現状ではデータがすべて整理されて掲載されているわけではないが、一定の最新情報は掲載されおり、企業の概要を簡単に知ることができる面では便利である。被疑侵害者と一致するかどうか、或いはその現状を確認するには有効なツールである。

#### 4.4 権利行使の判断

知的財産権者は前述の証拠収集や被疑侵害者及び被害の状況を確認するとともに、具体的かつ十分な被疑侵害関連情報や資料から事態を良く判断し、どの知的財産権を利用し、どのような権利行使手段を選択するかを決定するとともに、適切な行動を迅速にとることが重要である。

また、被疑侵害者に対して、知的財産権者が具体的な行政ルート又は司法ルートでの行動を起こす前に、現地の弁護士から成功の可能性や潜在的なリスクを判断するための法律意見を適宜入手し、現地弁護士の客観的判断を理解することも重要である。更に、既に説明した通り、知的財産権者は、少なくとも数個の侵害品サンプルを公証付きで証拠として、確実に入手するべきであり、そうした証拠と分析報告がないと人民法院は民事訴訟の事件として受理しないことにも注意しなければならない。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントである。

1. 入手した被疑侵害サンプルや関連資料、被疑侵害者とその居所、倉庫などの基本情報が正しいものであることを確認する。
2. 中国での具体的な知的財産権、例えば、発明特許権、実用新案特許権、意匠特許権や商標権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であることを確認する。商標権の場合、過去3年間の使用実績があり、権利行使に支障がないことを確認する。
3. 利用する知的財産権について、その権利範囲を確認し、被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるかどうかを比較検討する。
4. 必要に応じて、中国の知的財産権の権利行使の実績がある法律事務所から対象となる知的財産権の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書を入手する。
5. どのような救済を求めるか、つまり、行政ルートでのレイドと刑事告訴による簡易な刑事処分、或いは司法ルートによる民事訴訟を提起し、侵害差止だけでなく損

害賠償までを求めるのかどうかを検討する。

中国では影響力のある侵害に対しては、民事訴訟による差止と損害賠償、或いは一定量の侵害品を差押えている場合は、刑事告訴による処罰を求め、そうした対策がとられることを業界で示す機会を作ることも重要である。

行政ルートでの対策の場合、モグラたたきのように、十分な効果が上がらないまま、対策を続けることにならないよう、レイド前に、効果を期待できる被疑侵害者や将来の訴訟や刑事告訴での成功を見越した事件かどうか十分な検討を事前に行う。

なお、インターネットモールでの侵害の場合、インターネット事業者は責任を問われるために侵害対策窓口を用意している。従って有効な知的財産権や侵害の事実を明確に通知する対策でも効果が上がるので、手続きを行う。

6. 現地の法律事務所の弁護士費用、翻訳や調査、旅費交通費など費用を含め、権利行使にかかる費用を予測される権利行使ルートごとに見積り比較し、経費対効果を判断する。
7. 具体的な権利がなく、馳名商標の認定などを含めた反不正競争法による救済を求める場合、対象の商標の過去 5 年間の中国での使用実績や広告宣伝、外国での著名性を示す証拠資料など、一定の著名性を示す証拠が収集できるかどうか、そして、その資料が人民法院で受け入れられるレベルにあるかどうかを現地の法律事務所に評価を依頼し、勝訴の可能性を判断する。
8. 特許権が実用新案や意匠以外の発明特許で、特に化学や電気製品、また材料など、評価分析がないと侵害かどうか判断できない場合は、社内或いは外部の評価機関で分析を行い、一定の侵害を示す評価書を準備する。
9. 特許権が、実用新案や意匠の場合、2009 年 10 月 1 日以後の出願が登録となった場合は、国家知識産権局より評価書を入手し、一定の有効性があることを主張に加える。評価結果が思わしくない場合は、別の権利行使の可能性を検討すべきである。
10. 被疑侵害者の企業情報を確認し、訴訟に応じられる規模や能力があるかどうか、過去の侵害履歴や訴訟経験、或いは行政処罰などの履歴を把握する。  
また、国営企業やその子会社かどうか、民間企業でも親会社や子会社があるかどうかを確認し、訴訟を開始した場合の外的影響を把握する。
11. 被疑侵害者が所有する特許権の調査を行い、被疑侵害品に関係する発明や実用新案、或いは意匠の特許権があるかどうかを調査する。また、訴訟を提起した場合に、カウンター侵害訴訟を受けようとする可能性がある特許権を保有しているのかも調査し、確認する。
12. 中国の知的財産権の権利証書である登録証の原本、法律事務所への委任状、その他必要な関係書類を準備する。特許権の登録証がない場合は、国家知識

産権局から登録原簿のコピーを入手する。商標権の場合は、登録証或いは更新証の再発行を申請して準備する。なお、委任状、法人登記簿など全ての外国の必要書類や証拠資料は、公証及び中国領事館での認証が必要である。

13. 最終的にレイドや民事訴訟で使用する被疑侵害者の侵害証拠、例えば、侵害品サンプルや販売関連伝票類、宣伝広告類、被告となる被疑侵害者の登記情報など固有情報を確認する。行政ルートでの証拠の公証等は原則不要であるが、司法ルートでの証拠は公証付きや原本が原則である。

#### 4.5 警告状

被疑侵害者に対して行政ルートでも司法ルートでも法的手続きを行うことはコストと時間がかかるため、知的財産権者は直接の権利行使や和解を模索することもできる。もし、相手が警告に対応し、交渉により決着をつけることができれば、迅速に低コストで事件を解決できることができる。

しかしながら、模倣品対策の場合で、店舗や中小の会社に警告状を送付すると、まったく応答もせず、隠遁や侵害品の隠ぺいを行うことが多い。しかし、こうした警告書の送付により、販売者と使用者に権利が存在することを通知することで、一定の排除効果があることを期待し、こうした程度の対応でも目的を果たすと評価するならば意味はある。同様に、多くの侵害者が存在するような場合でも、通知を意図した警告状の送付により、そうした一定の排除効果を期待することができる。

このように、一定の事業レベルに達していない企業や店舗の場合では、警告状の効果を十分期待できない現状があるものの、一定の事業レベルに達している企業の場合でも、日本企業が直接警告状を送付しても、見て見ぬふりや対応を引き延ばすようなことで、目的を短期間に達成することは難し現状がある。従って、警告状を送付する場合、警告状を送付する相手の評価や、警告状の送付の効果、是非などを、中国の法律事務所に相談することから始めることが好ましい。また、警告状を送付する場合は、法律事務所から警告状を送付し、その後のフォローアップまで委託することで、相手に対応することが多く、ある程度の結果を期待することができる。

中国での警告状は、主として、所有する知的財産権を説明し、侵害状況を説明するとともに、侵害の停止や賠償等の要求を通知する内容になっている。警告状には、下記のような事項を記載する。

- ① 被疑侵害者と代表者名
- ② 知的財産権者の情報
- ③ 侵害されている具体的な知的財産権の情報(登録番号や商標など)

- ④ 被疑侵害対象製品やサービスの具体的な内容(製品名と型番など)
- ⑤ 被疑侵害者に対する要求(例えば、侵害中止、損害賠償などの要求)
- ⑥ 応答期限(2週間程度)

警告状送付の効果は、販売者と使用者による警告状の受領日から賠償責任が発生し、時効が中断し再スタート<sup>19</sup>することにある。一方、警告状を送付することの注意点は、警告状を受領した被疑侵害者がその所在地の管轄人民法院に非侵害確認訴訟を提起する虞があることである。2009年に最高人民法院は特許権侵害紛争にかかる司法解釈を公示し、初めて非侵害確認訴訟の提起を認めている。

「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(2009)

第18条 権利者が他人に特許権侵害の警告を発し、被警告者若しくは利害関係人が書面で権利者に訴権の行使を催告したにも拘わらず、権利者が当該書面催告の受領日から1か月以内、又は書面による催告の発送日から2か月以内に警告の撤回も、訴訟も提起せず、被警告者若しくは利害関係人がその行為について特許権非侵害確認請求訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

従って、やんわりと警告したり、注意を引くような警告をしたりする場合は、具体的な知的財産権や被疑製品の詳細を記載しない、警告よりも低いレベルの文書とすることで、相手の強い反応のリスクを下げることを必要に応じて検討する。或いは、侵害事件が重大な事件であり、被疑侵害者が比較的好戦的と判断できる場合は警告状の送付を控え、証拠保全を進めて、適切な人民法院で訴訟を開始するべきである。もし、相手が先に非侵害確認訴訟を自身に都合の良い人民法院で開始すると、相手の土俵で相手に好都合な判断がされる可能性があることを理解しなければならない。

なお、警告から侵害者との和解交渉が成功した場合、知的財産権者は和解条件となるすべての項目を網羅した文書、例えば、和解契約書や念書と言った適切な書面を用意して、和解内容を明確に規定し、今後の侵害や補償を含めて、万全を期すべきである。

知的財産権者が侵害者との和解する条件として、例えば、次のような項目がある。

- ① 侵害行為の恒久的停止
- ② 在庫の侵害品の引渡し
- ③ 損害や支出費用の支払い
- ④ 手続き期限

<sup>19</sup> 民法通則第140条、新たな警告により、それまでの時効を中断させ、新しく2年間の時効期間を開始させる。

- ③ 侵害品の出所の開示
- ⑦ 違約条件
- ④ 謝罪広告
- ⑧ 裁判や仲裁の条件

警告状の送付やその後の和解やライセンス交渉への進展はケースバイケースであるため、現地の法律事務所と相談の上、警告状や和解書の利用を検討する。

#### 4.6 予想される抗弁(特許権、商標権)

特許権と商標権に基づき警告状を送付した場合、予想される被疑侵害者の抗弁や対抗策及びそれらに対する対策は次の通りである。

特許権	商標権	対策
販売停止(不知の抗弁)、隠遁、隠蔽	—	—
非侵害(公知技術、非保護範囲の抗弁)	—	侵害証拠の鑑定
先使用の主張	—	使用実態調査
無効審判	—	事前に有効性鑑定
—	非侵害確認訴訟	警告書送付と同時に提訴
—	3年不使用の主張	中国での使用実態調査
特許侵害提訴	商標権等侵害提訴	相手の特許や権利を事前に調査

中国では、警告状を受けた被疑侵害者が販売店の場合には販売停止をすることが多く、特段の抗弁などは行わない。製造者の場合は、あえて積極的な抗弁を行わないが、応答の督促を受けた場合、非侵害や先使用を主張する。中規模の企業の場合、知的財産部門を持たない場合も多く、大学に研究開発を委託していることが多いため、大学に警告状の評価を依頼し、非侵害や特許無効を主張することがある。

非侵害を主張する逆提訴や特許無効審判の法的手続きを積極的に開始することは、中国企業にとってはコストや時間の負担が大きいため、訴訟などの積極的な権利行使を受けない限り、行ってこないと言える。また、営業妨害などを理由とした逆提訴は中国法上法的根拠が希薄であり、事業上競合状態が存在するならば、広告法違反やその他の法律違反を理由に行政ルートでの処罰を目的とした投訴(通報)が企てられることがあるかもしれないが、単に警告を受けて逆提訴する事例はあまり見られない。

商標権の場合は、日本企業の商標が中国企業や個人に先取り登録がされるなど、日本企業が無防備であったり、事業開始の遅れから権利化が遅れていたりすることがあるため、先制を受けていることがある。こうした未登録の商標による権利行使は



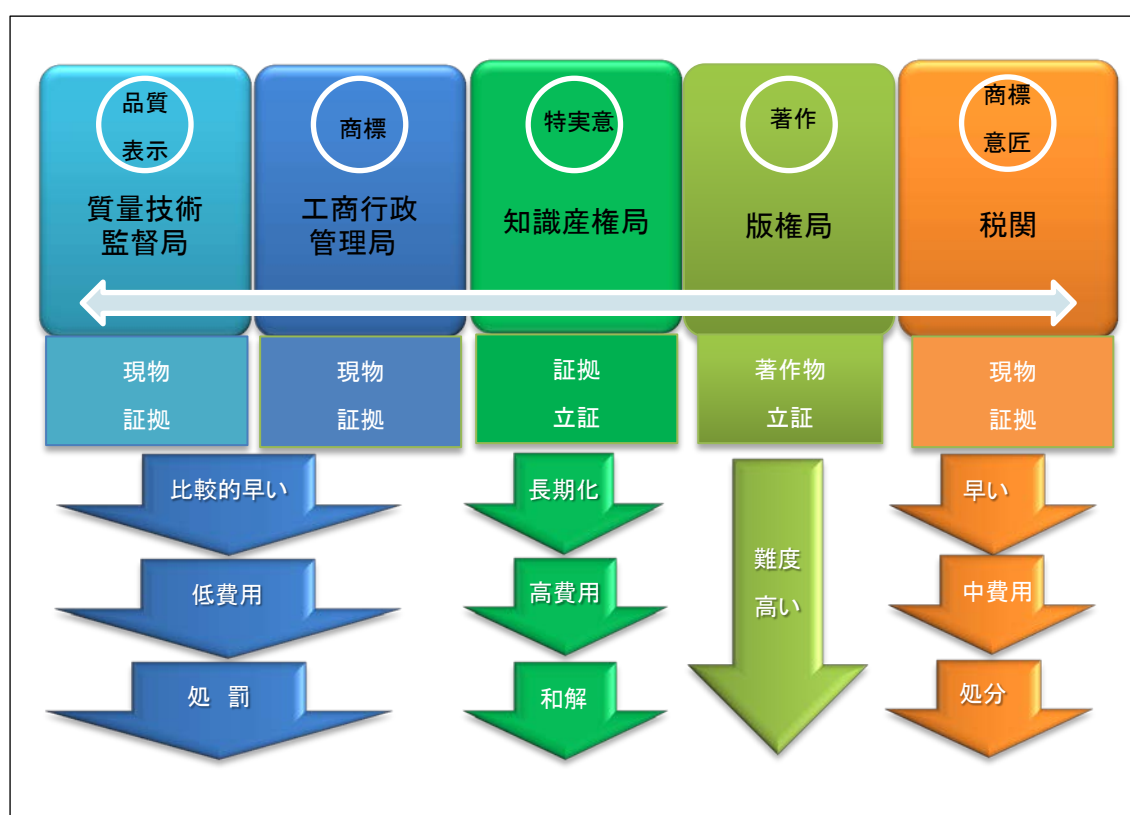
難しく、単純に警告を発することをきっかけに高額な買取交渉を仕掛けられたり、事業を開始している場合は、商標権侵害で提訴されたりするリスクが高いと判断するべきである。

#### 4.7 侵害に対する法的措置

和解交渉が決裂した場合には、知的財産権者は、中国では行政ルートと司法ルートで侵害対策を開始することができる。

##### ●行政ルートでの措置

中国での知的財産権者が取りうる行政処罰は下記ようなルートになる。



模倣品の場合、表示違反や商標権侵害を理由に質量技術監督局(TSB)や工商行政管理局(AIC)に投訴することになる。処罰内容が不十分の場合、会社名を変えたり、場所を変えたり、或いは巧妙に協働して模倣を繰り返すことに対応することから、モグウたたきになり、予想以上のコストがかかることに注意が必要である。なお、在庫を含む被害額が大きい場合<sup>20</sup>は、刑事告訴をすることができる。

特許権の侵害の場合、展示会を含めて、侵害の地域の知識産権局に投訴することができる。知識産権局の局員の判断力や理解力などの理由から現状では和解を提案されることが多い。専利行政執行法の改正により、知識産権局の処罰能力が高め

<sup>20</sup> 刑事告訴の条件は5万元以上である(2015年現在)。

られてはいるものの、実用新案や意匠などのように明確に侵害が判断できる場合でないとは処罰に至ることは難しいと言える。また、交渉に長い期間を要することから、代理人費用が高額化することが予想される。

著作権侵害の場合、侵害地の著作権局(著作権局)に投訴することができる。しかし、現在のところ、社会的な影響がある場合に限り対応している傾向が強く、個別の民事事件を取り上げていないため、民事訴訟を選択することになる。

税関の手続きは、職権捜査による摘発であり、自主的に重要な事件に対応できないことがある。また、通知を受けて対応するため、短期間に結果が出るものの、迅速な対応のために現地に代理人が必要であること、その後の差押えに担保金の支払があるなど、費用も比較的にかかる。しかし、侵害者には直接的に経済的な打撃を与えることができる効果がある。

#### ● 司法ルートでの措置

通常、知的財産権が侵害された場合、侵害の差止命令及び損害の賠償を人民法院に求めることができる。アメリカなどと比べて、民事訴訟の第一審の審理期間が6か月、第二審が3か月を基本とするため、商標権侵害などは比較的短期間の6か月程度に処理され、特許権侵害事件でも1年程度と短いために比較的弁護士費用も安く抑えることができる。

一方、特許権侵害など複雑な事件の場合、侵害の事実と証拠の立証、侵害分析などと共に弁護士により人民法院に救済を求めるため、比較的準備の時間と費用がかかる。また、特許権の無効は人民法院ではなく、専利復審委員会で並行して1年ほどかかることにも対応しなければならない。民事訴訟の法定審理期間は6か月であるが、延長されて1年から1年半程度はかかることになる。また、損害賠償を求めるためには、損害を立証する証拠の収集も行わなければならない。なお、仮処分の認定を受けることは難しい。

刑事訴訟は、刑事罰を訴求する対象が特許の場合は虚偽表示に限られるため、訴追することは難しく、商標の冒認や虚偽表示、或いは著作権侵害において活用することになる。従って、行政によるレイドにおいて、商標権侵害の場合、5万元を超える販売や在庫を発見した場合、著作権侵害の場合も、5万元を超える販売や在庫を発見した場合、或いは500セット以上の複製物が発見された場合に限られる。

なお、インターネットモールでの侵害の場合は、インターネット事業者の責任も問われ

ており、侵害対策窓口を用意しているので、有効な知的財産権や侵害の事実を明確に伝えることができれば、インターネット事業者が侵害者を退場させることになる。こうした対応には、インターネット事業者との協力関係を構築して、対策をとることが有効である。

知的財産権者が採りうる被疑侵害者に対する対抗措置は、主に次の表の通りであり、それぞれの措置にかかる期間、費用、メリットやデメリットをまとめた。

自発措置	行政措置		司法措置	
警告状	通報	輸入差止	民事訴訟	刑事告訴
(対象権利)				
商標権 特許権	商標権 特許権 著作権	商標権 特許権 著作権	商標権 特許権 著作権	商標権 特許権 著作権
(処理主体)				
権利者	工商行政管理局 質量技術監督局 知識産権局 版權局	海関総署 海関	人民法院	檢察院 人民法院
(目的・結果)				
和解 許諾契約	侵害中止 是正措置 処罰 刑事告訴	輸出入差止 侵害品処分	侵害差止 損害賠償 謝罪	侵害差止 処罰
(期間・コスト)				
1-2 か月	10 日-1 か月	20-30 日	7-18 か月	6-12 か月
低コスト	低コスト	中コスト	高コスト	低コスト
(メリット・デメリット)				
短期決着 自由度	短期決着 経済的打撃 軽い処罰	即時性 経済的打撃	法的効果 経済的打撃 損害賠償	法的効果 重い処罰
拘束力なし 証拠隠滅 隠遁	立証義務 行政判断依拠	立証義務 担保金負担 職権検査のみ	証拠収集 立証義務 権利攻撃	司法判断依拠

## 5. 侵害に対する救済手段

この項では、行政ルートとして、工商行政管理局での対策、展示会での対策、及び、税関での対策を説明し、司法ルートの民事訴訟と刑事告訴、及びその他の救済手段について、それぞれ解説する。

### 5.1 工商行政管理局での侵害対策

中国の行政は中央政府と地方政府からなり、中央政府は政策や立法、国全体に渡る権利保護を担当し、地方政府は行政区毎に上位から組織編制し、地域毎、或いは最小行政区部での監督や法執行を担当している。地方政府では、区や県レベルの工商

工商行政管理局の組織

中央政府	工商行政管理総局 (SAIC)
地方政府 (AIC)	省レベル : 工商行政管理局
	市レベル : 工商行政管理局
	区県レベル: 工商行政管理局
出先機関- 工商処	

行政管理局 (AIC: Administration for Industry & Commerce) が商標法や反不正競争法に基づき、商標権侵害や商号等の事件を担当している。重大な事件や複雑な場合は、省や市レベルの AIC に申立てる。なお、特許権等を担当する知識産権局、ソフトウェアを含む著作権を担当する版權局、品質や表示など産品品質法などの適用を担当する質量技術監督局も同じような組織編制で設置されている。

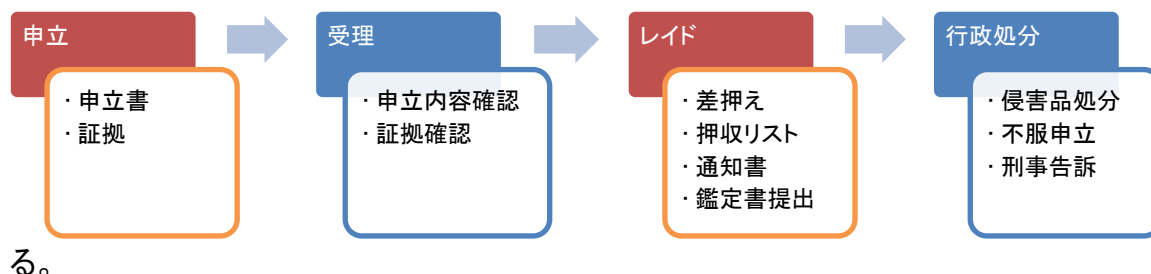
商標権侵害を発見した場合、調査会社や法律事務所と協力し、被疑侵害者の特定と所在地、侵害サンプルなどの摘発(レイド)に必要な情報が取得できた場合、その地域を管轄する AIC に必要な証拠と資料とともにレイドを申立てる。被疑侵害品が質の悪い模倣品であり、パッケージの表示が真正品と明らかに違い、商標や製造情報、注意書きなど明らかな模倣のために間違いや読めない文字があるような場合、産品品質法の適用を求めて、TSB に申立てることもできる。TSB は主に製造者を対象とする。AIC などへの申立ては中国の代理人を立てることになるが、商標権者以外に、商標権者が申立てない場合、専用実施権者、商標権者の承諾を条件として通常実施権者も申立てることができる。

必要な資料と書類は下記の通り。

- (a) 申立書
- (b) 摘発対象の詳細情報
  - ① 侵害者の社名、住所
  - ② 侵害場所、侵害品製造場所、或いは侵害品の保管場所
  - ③ 購入予定日や入荷予定日など、その他の情報
- (c) 証拠(原則、公証不要)

- ① 商標権を侵害する侵害品サンプル
- ② 現場や侵害品の写真やビデオ
- ③ 商標権を侵害する侵害品関連のパンフレットやウェブページなど
- (d) 会社の全部事項証明書(外務省公証、領事認証付き)
- (e) 委任状(公証、領事認証付き)
  - ① 商標権者から代理人への委任状
  - ② 署名と押捺
  - ③ 権利証書、全部事項証明書と名義が同一であること
- (f) 権利証書(商標登録証或いは更新証の原本)
  - ① 指定商品に侵害品が含まれること
  - ② 有効期間内であること
  - ③ 委任者と同一名義であること
    - 名義や住所変更が済んでいない場合は事前に完了する
  - ④ マドプロ国際登録の場合、商標局より「商標登録証明」を別途入手する

申立てる AIC には、事前に連絡し、面談を行いながら申立て書類の確認を受ける。AIC は提出書類に不足や過誤がなければ受理する。一般的に被疑侵害者を管轄する工商支局又は工商処が案件を処理する。申立を受理する AIC により、商標権侵害の判断や提出書類に対する要件が異なる場合があるため、事前に代理人と確認す



緊急度や状況にもよるが、数日中にレイドを開始することになる。AIC によっては代理人や商標権者の同行を認めない場合もあるが、できるだけ同行し、状況把握や差押物品の確認に努める。現場は危険な場合もあるので、日本企業の担当者は安全確保ができない場合は現場への同行を控える。

レイドの実施において、侵害品が発見された場合、AIC はその侵害品等を差押え、現場捜査記録、押収リスト、証拠品の押収や封印などがあれば強制措置決定書を作成する。一般的に、AIC は被疑侵害者に 15 日間の答弁期間を与えて、非侵害の証拠の提出を求める。一方、商標権者には差押え品が侵害品であるかどうかの鑑定を 7 日以内に提出するように求める。時には、現場での鑑定が求められることもあるので、

現場鑑定ができるように準備をする。また、押収リストのコピーを入手し、刑事告訴についても検討する。

AIC が商標権侵害で差押えができるのは、対象となる商標が付されている侵害品やパッケージ、説明書など及びそれらを直接的に製造する金型や版下などに限られ、対象となる商標のない侵害品の部品やその付属品を製造する金型や製造装置、版下など、その他の製造機材は差押えの対象とはならない。

被疑侵害者から非侵害等の抗弁や不服申立てがなければ、現場の AIC は上級 AIC の許可を得て、行政処罰決定書を発行し、押収した侵害商品を処分する。行政処罰決定書の発行は、通常 2-3 ヶ月後である。行政処罰の内容は、侵害行為の即時停止、侵害品の没収と廃棄、及び処罰である。処罰決定書を商標権者に提示しない AIC もあるため、十分な処罰がされたかどうか確認をできないこともある。また、侵害品の処分は、廃棄、競売、寄付や権利者購入が主な内容であるが、現在では侵害品の殆どが廃棄処分されているようである。

侵害品の査定金額が 5 万元を超える場合、刑事告訴を行うことができる。刑事告訴の手続きは弁護士に委託することになるため、レイド当日に相応の侵害品や在庫が確認できることが事前に予想される場合は、弁護士の同行を求め、刑事告訴に必要な証拠の確保に努める。後日、刑事告訴のために押収リストなどの情報を AIC に求めても、対応しない場合があるため、刑事告訴ができないこともある。

ところで、特許権侵害で知識産権局に行政処罰を申立てる場合は、申立て書類に権利者の許諾を得ずに、その特許権を実施したことを証明する書類、鑑定書などを提出する。また、実用新案特許や意匠特許の場合は、国家知識産権局より権利が有効であることを示す評価書を入手し提出する。知識産権局は、発明特許と実用新案特許の場合は 3 ヶ月以内、意匠特許の場合は 2 か月以内に処罰を決定する。なお、2015 年より専利行政執行弁法が改正され、インターネット事業者の義務が定められ、侵害サイトやページの削除や遮断などの対応をしなければならない。また、処分を受けた者はインターネット上で公示される。

## 5.2 展示会での侵害対策

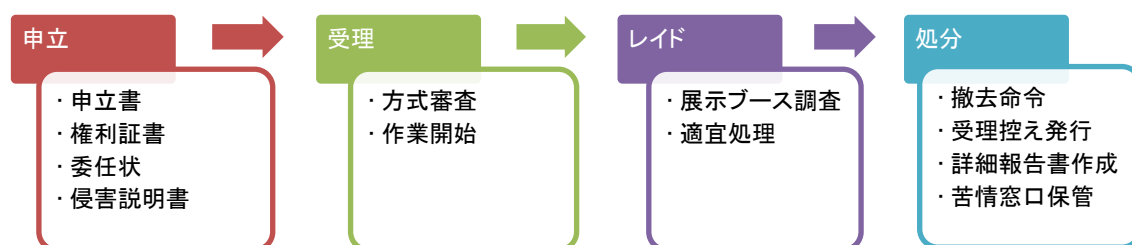
中国では数多くの展示会が各地で開催されており、特に外国のバイヤーが数多く訪れる輸出向けの広州交易会(Canton Fair)や上海華交会は、侵害品が海外に輸出される展示会になっている。こうした機会をとらえて、被疑侵害者と侵害品に対する対策を行うことは、各国への拡散を防止する良い対策となる。

展示会での侵害対策では、現場での摘発、侵害証拠の保全、被疑侵害者の情報収集と後日の工場摘発準備などを実施できる。展示会場での摘発は、会場に臨時に駐在するAIC、知識産権局、著作権局に処罰を申立てることで対応できる。もし、展示会の規模が小さい場合は、その地域の行政機関に申立てることができる。中国では2006年1月から展示会が3日以上開催される場合、展示会の主催者と管理部門及び知的財産行政管理部門が協力して、苦情処理窓口を設置し、苦情の受付と権利侵害の疑いのある展示を一時中止させることができるようになった<sup>21</sup>。

知的財産権者が苦情を申立てる場合は、下記の書類を提出する。

- (a) 申立書
- (b) 権利証書
  - ① 商標権は、登録証或いは更新証原本
  - ② 特許権は、登録証と公告公報及び最新の年金納付受領書の原本或いは年金納付領収書ではなく最新の特許原簿のコピー原本
- (c) 委任状
  - ① 押捺と署名
  - ② 署名者の身分証明書
  - ③ 公証と領事認証付き
- (d) 現在事項証明書(登記簿)
  - ① 外務省公証と領事認証
  - ② 中国語翻訳
- (e) 展示会入場許可証
- (f) 権利侵害が疑われる展示者の基本情報
- (g) 権利侵害が疑われる理由と証拠

窓口は、申立書類の方式審査を行い、権利種別毎に担当する行政機関にレイドを依頼する。



レイドが実施され、侵害と認定されると、展示会場では展示侵害品の自主撤去或いは没収、展示パネルの撤去や交換、申請の受理控えの発行、そして、今後の展示会

<sup>21</sup> 展示会知的財産権保護弁法 第7条

出展制限が命じられる<sup>22</sup>。例えば、「広州交易会における知的財産権侵害の申立及び処理弁法(2010年4月14日改訂)」によれば、特許権、著作権侵害被疑侵害行為を連続して2回もしくは2年以内に累計3回行った場合、或いは商標権侵害を累計2回行った場合は、広州交易会に6回の参加資格をはく奪すると規定している。

レイドにより侵害が認定されると、AICは商標法や商標法実施条例などの関連規定に基づき、知識産権局は、専利法や専利行政執行法に基づき、出展者に侵害行為の停止、侵害品の破棄、及び罰金を科すことができる。しかし、実際の実務上は、侵害品の撤去のみを命じ、立件せずに処分を終えることが比較的多い。これは、知識産権局には強制力や処罰権限がないこともこうした背景にあり、2015年の専利法改正案はそうした権限強化を図っている。従って、侵害状況が悪質や規模が大きい場合、公証人を帯同し、侵害事実や被疑侵害者に関する証拠を公証保全し、民事訴訟の提起を検討する。

### 5.3 税関での侵害対策

海関(税関)での水際取締は、基本的に中国と外国の輸出入での侵害品対策に有効である。中国の場合、侵害品が中国国内で流通するだけでなく、世界各国に輸出されて、ニセモノや模倣品として、或いは質の良い侵害品として販売される出所になっていることは明らかである。国際的な被害の抑制、需給チェーンの遮断、知的財産権保護体制が未整備の国での侵害の未然防止のためにも、輸出先の市場に出る前に供給元で止めることが重要である。

中国の税関は、海関総署の統括の下、全国に上海、広東、天津など45カ所の直属税関を有し、612カ所の事務所と約4,000カ所の通関拠点があり、約5万人の職員が勤務している。2014年度の税関年報によれば、知的財産権保護活動では、年間2.7万件の貨物を捜査し、9,200万件の商品を侵害や違反で検挙している。中国からの侵害貨物は、太平洋側の港湾や空路だけでなく、北方へロシアやモンゴル、西へ中央アジア諸国、南へ香港、マカオ、ベトナム、タイ、ミャンマーなどへ陸路でも流出している現状があり、主な侵害品としては、衣類、靴、時計、鞆などの日用品、電気製品、一般機械や部品、化粧品やたばこ類であるが、自動車部品なども発見されている。

税関で保護を受けることができる知的財産権は、特許権、商標権、及び著作権である<sup>23</sup>。税関は職権による捜査を基本としており、知的財産権者は、既に発見している侵害品の貨物情報を通報するか、知的財産権の税関登録制度を利用することで<sup>24</sup>、

<sup>22</sup> 展示会知的財産権保護弁法 第25条

<sup>23</sup> 中華人民共和国知的財産権海関保護条例 第2条

<sup>24</sup> 税関登録情報は誰でも見ることができる <http://202.127.48.148/zscq/search/jsp/vBrandSearchIndex.jsp>



税関での保護を受けることができる。税関での保護は全ての貨物を調査することはできず、抜き取り検査である。留置期限も短いために、商標権や著作権侵害は比較的容易に判断できるものの、特許権は意匠特許権を侵害するものを確認できる程度であることは予め理解しておかなければならない。

知的財産権者が税関登録を行う場合は、下記の書類を提出することになるが、現在はインターネットを通じて、手続きすることができ<sup>25</sup>、自動的に全国の税関が利用できるデータベースに収録される。修正や変更がある場合は、随時更新することが肝要である。なお、利用者登録、費用の支払い<sup>26</sup>をすることになるので、現地法人や代理人を通じて登録するが、手続きには約 2-3 か月かかる。

(a) 権利証書

① 商標権は、登録証或いは更新証

・指定商品を特定する

② 特許権は、登録証

(b) 現在事項証明書(登記簿)とその中国語翻訳

(c) 規定の委任状(1つの権利につき1件)

以上は必須情報、以下は任意提出情報であるが重要である

(d) 商品サンプルや写真

(e) 商品貨物の名称やコード、価格情報、貨物態様や特徴など

既に、被疑侵害貨物が特定できている場合は、貨物の名称及びその生産地、輸入又は輸出税関、商社や運送会社名、貨物の主な特徴など

(f) ホワイトリスト

製造会社、販売会社、輸出入に関与する会社、ライセンサーなど通関業務で止められては困る当事者の会社名

(g) ブラックリスト

侵害品の製造、販売、販売の申し出、展示、輸出、輸入に関与する全ての会社名、特に中国では製造や販売会社が輸出できない場合が多く、他人の名義を利用するため、外国で発見した荷主、輸入者などを含める

(h) その他

侵害判別方法や侵害発生状況など税関職員が利用できる情報

税関での差止手続きは、税関が被疑侵害貨物を発見し、税関登録者に通知することから始まる。外国企業は中国での代理人を通じて手続きを行わなければならない<sup>27</sup>

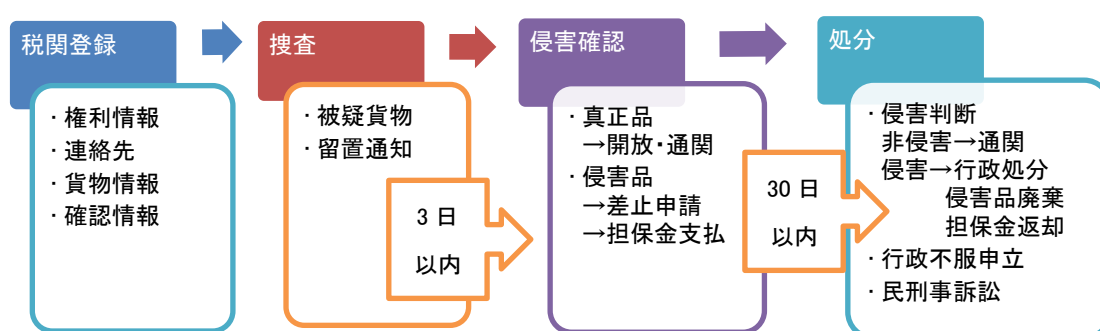
<sup>25</sup> <http://202.127.48.148/> (変更が多いので、海関総署のサイトから在銭服務-知識産権海関保護を選択する)

<sup>26</sup> 2015年10月から税関登録の官費は一時的に無料とされている

<sup>27</sup> 中華人民共和国知的財産権海関保護条例弁法 第2条

ため、予め現地法人や代理人である調査会社や法律事務所と真贋鑑定や対処方法について決めておくことが必要である。

税関は代理人に侵害疑義貨物通関差止通知書をファックスで送付するので、税関に出向いて、コンテナなどから対象貨物を取り出し、真贋鑑定を行わなければならない。侵害品の判断は 3 日以内に行わなければならないため、税関によっては通知時に写真を送付してくれる場合もあるが、代理人は写真を取り担当部署に送付し、迅速に判断を求める。侵害品と判った場合は、差止申請と同通知書に記載されている担保金<sup>28</sup>を支払う。



税関は差止申請を受けて、30 日以内に侵害判断を行い、処分を決定する。処分の決定は代理人に通知され、輸入業者や荷受人に対する行政処分と、侵害品の廃棄がなされる。担保金は侵害品の保管にかかる費用や廃棄にかかる費用が清算されて、残額が約 3 か月後に返金されるので、支払先の情報を記載した返金申請手続きを行う。

特許権侵害の場合、税関では侵害認定をしないため、特許権者が侵害品と判断した場合は、3 日以内に差止申請と担保金を支払い、その後 30 日以内に人民法院に追加の担保金支払いとともに提訴し、侵害認定と損害賠償額の決定を受ける手続きを行わなければならない。提訴しない場合、税関は貨物を通関させることになる<sup>29</sup>。

税関との協力関係は重要であるため、随時情報交換会や真贋鑑定などのセミナーを開催することで友好関係を構築するだけでなく、ホワイトリストやブラックリストを充実することで検挙率や不要な検挙を避けることも効率のある対策になる。

## 5.4 民事訴訟

中国の司法制度は、最高人民法院を頂点に、各地域に高級人民法院、中級人民

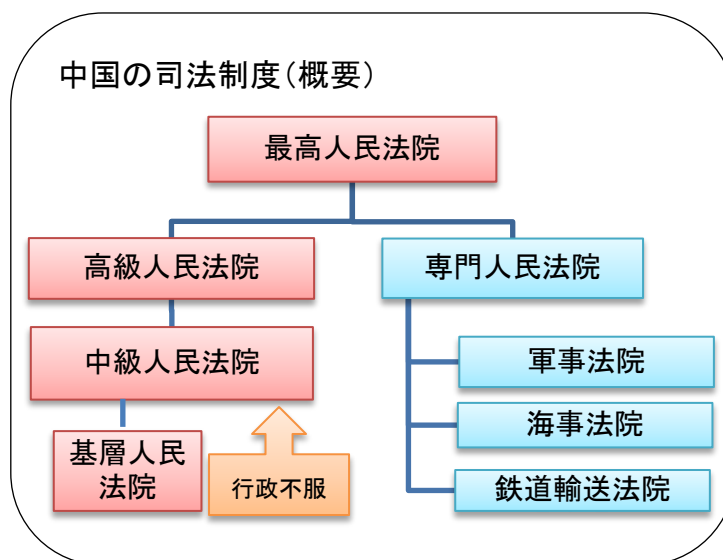
<sup>28</sup> 同第 23 条 担保金は貨物申告価格が 2 万元以下は同一金額、20 万元以上は一律 10 万元、それ以外は半額。

<sup>29</sup> 中華人民共和国知的財産権海関保護条例弁法 第 20 条、第 29 条

法院及び基層人民法院が設置されており、民事事件と刑事事件の両方を担当する。他に専門法院があるが、ここでは省略する。2014年に知識産権法院が北京、上海、広州に設置されたが、その地域の知的財産権事件のみを担当する。

裁判の事件管轄権は最高人民法院の通知により決められているが、商標権の民事事件は基層人民法院が第一審、特許権、著作権、不正競争などの民事事件は中級人民法院が第一審を担当する原則二審制であり、再審請求制度がある。また、專利復審委員会、商標評審委員会の権利に関する審判は北京知識産権法院が、その他の

地方の知的財産権関連行政機関の決定に対する行政不服は中級人民法院が第一審を担当するが、北京市、上海市及び広州市(除く深セン市)の場合はそれぞれの地区の知識産権法院が第一審となる。裁判の地域管轄権は、民事訴訟法で決められているが、被告所在地、或いは事件発生地又は結果発生地が基本である。共同侵害の場合は、先に事件を提訴した場所となる<sup>30</sup>。



民事訴訟での特許権侵害の救済は、侵害の差止命令、損害賠償、合理的支出の補償である。なお、2015年12月に專利法改正案が提出され、審議中であるものの、下記の救済内容が提案されている。

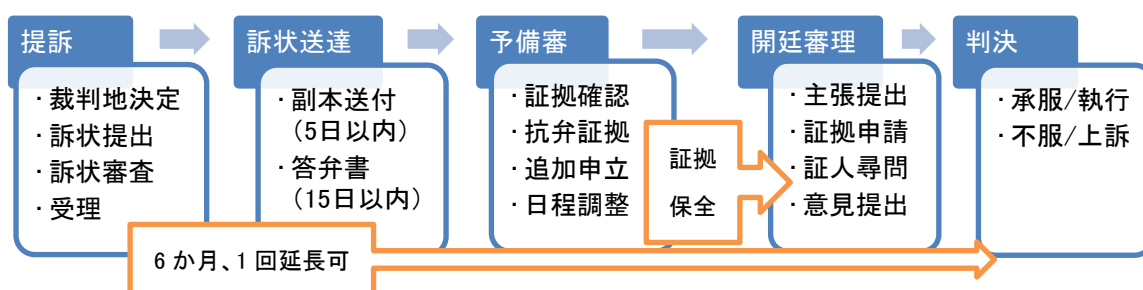
- ・ 権利侵害品、権利侵害品の製造或いは権利侵害方法で使用する専用部品、工具、金型、部品などの没収、廃棄
- ・ 当事者の一方が履行或いは全ての履行をしない場合、他方の当事者は人民法院に強制執行を申請
- ・ 集団・再犯による特許権侵害の場合、違法経営額、5万元以上はその1~5倍、5万元以下は25万元以下の罰金
- ・ 故意侵害行為に対して、懲罰的賠償額を最高3倍までの増額
- ・ 法定損害賠償額を500万元まで増額
- ・ 損害額認定において、被告に侵害行為に関わる帳簿や資料の提供命令

<sup>30</sup> 民事訴訟法 第28条、第35条

商標権侵害の救済は、2014年5月の改正により特許権侵害で改正された救済内容が含まれており、従来からの侵害の差止命令、侵害品及び侵害品の製造で使用する専用部品、工具、金型、部品などの没収と廃棄命令、罰金、損害賠償（法定賠償額は300万元以下）、合理的支出の補償である。

中国の特許権侵害事件の場合、人民法院は特許の有効性を判断しないため、特許無効取消審判が並行して専利復審委員会に提起される。専利復審委員会の手続きは1年間ほどかかるが、その間、裁判を停止するかどうかは裁判官の判断による。実用新案や意匠の特許権の場合は、事前に評価書を取得して有効性を示しても、裁判官が審理を停止する蓋然性があるかどうかの心証によるため、民事訴訟開始前に弁護士と十分な予測と検討を行うことが肝要である。

### ●民事訴訟手続き



#### 1. 提訴

##### ① 訴状提出準備

- 原告の決定: 特許や商標の権利者、或いは専用実施権者
- 侵害対象の特定: 知的財産権の特定、侵害内容の特定と証拠
- 主張内容の特定: 被侵害主張権利と侵害の立証
- 侵害鑑定準備: 特許権侵害の場合、第三者鑑定書
- 損害賠償の特定: 損害額の決定と立証(不明な場合は法定損害額)
- 証拠保全の活用: 証拠の滅失、製造方法などの場合

##### ② 提出書類等

- 訴状
- 証拠(公証付き)
- 委任状(法人代表者の署名、押捺、公証及び領事認証付き、翻訳付<sup>31)</sup>)
- 代表署名の身分証明書(翻訳付)
- 会社の履歴事項証明書(外務省公証及び領事認証付き、翻訳付)
- 訴額に合わせた印紙代

<sup>31)</sup> 訴訟手続きでの翻訳は人民法院の指定する翻訳機構により作成されなければならない。

## 2. 訴状送達

- ① 人民法院は、訴状の受理後 7 日以内に受理するかどうかを決定する
- ② 人民法院は、受理後、5 日以内に送達する
- ③ 答弁は、受領後 15 日以内、外国企業は 30 日以内でなければならない
- ④ 答弁には、通常、非侵害の抗弁、特許無効取消請求済みであることや裁判地異議などの理由で裁判停止の申立が提出される。答弁は 5 日以内に原告に転送される

## 3. 予備審

- ① 人民法院は合議体を編成し、3 日以内に当事者に通知する
- ② 人民法院は 1 か月以内に、証拠の確認や日程調整を行う
- ③ 被告は抗弁証拠があれば、この時まで提出する
- ④ 原告、被告ともに提出された証拠の認否を行い、争点を整理する

## 4. 開廷審理

- ① 人民法院は、遅くとも 3 日前までに開廷日と場所を当事者に召喚状で通知する
- ② 人民法院は、申立書、証拠調べや証人尋問を行う
- ③ 原告は、侵害の立証、正当性などを主張する
- ④ 被告は、非侵害などの抗弁を主張する

通常、弁論は 1、2 回で判決に至る。商標事件は簡単に裁定される。複雑な特許権侵害事件は外部鑑定機構による侵害鑑定、専利復審委員会での審決などを待つために 1、2 回は延長される。双方の弁護士が意見書を提出して、判決を受ける。

## 5. 判決

- ① 和解等がなければ、人民法院は判決を 3 か月以内、遅くとも 6 か月以内に下す
- ② 判決に不服の当事者は、判決の言渡しから 15 日以内、外国企業は 30 日以内に上級の人民法院でなく、判決を下した人民法院に上告することができる

中国では上訴事件や再審請求は追認される比率が 90%と高く、新たな証拠や判決に影響を及ぼす議論、或いは原審での法律適用や事実認定に大きな誤りがない限り、原審維持の判決が下される

## 6. 執行

- ① 判決の執行は、判決に確定された履行日の満了日から 2 年以内に行われなければならない
- ② 請求を受けた人民法院は 7 日以内に立件、3 日以内に被告に執行通知する
- ③ 被告が指定期間内に履行しない場合や財産の移転、隠匿などで対抗する場合、人民法院は強制執行を行う。執行期限は 6 か月である

権利者である原告は、被告の経済状態や言動から裁判中に財産保全措置など適切な対応を検討に入れることも肝要である

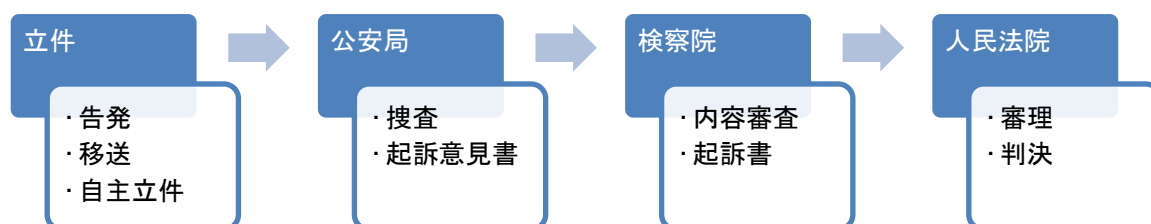
## 5.5 刑事告訴

刑事告訴は刑法と各知的財産権関連法の規定に基づいている。

### (1) 刑事罰の対象

- ・ 専利法は、特許詐欺罪として、虚偽表示(専利法第63条)を規定し、違法所得の没収、及び違法所得があった場合はその4倍以下の罰金、違法所得がない場合は20万元以下罰金の各過料を定めている。犯罪となる場合は、刑事責任の適用も定めている。改正案では、違法所得が5万元以上の場合はその4倍以下の罰金、5万元未満は25万元以下の罰金を提案している
- ・ 商標法は、商標詐偽罪として、虚偽表示(商標法第52条)に規定し、違法所得が5万元以上の場合はその20%以下の罰金、5万元未満は1万元の過料を定めている。また、登録商標の詐称商品販売行為と登録商標の標識を不法に製造及び販売する行為は刑事責任の対象となる(同第67条)を定めている。下記刑法第213条と第215条を参照。
- ・ 刑法では、下記のように規定している
  - 第213条に登録商標詐欺罪として、3年以下の懲役又は禁固、重大な場合は7年以下の禁固、及びそれぞれ罰金の併科又は単科；
  - 第214条に登録商標詐称商品詐欺罪として、3年以下の懲役又は禁固、重大な場合は7年以下の禁固、及びそれぞれ罰金の併科又は単科；
  - 第215条に登録商標標章の不法製造および販売罪として、3年以下の懲役又は禁固又は監禁、重大な場合は7年以下の懲役、及びそれぞれ罰金の併科又は単科違法所得が5万元以上の場合、重大な場合は25万元以上をいうが、状況により適用が異なる。

### (2) 刑事手続きの概要



刑事事件は刑事訴訟法に基づき処理される。商標権者など独自捜査による直接告発(私訴)、或いは商標権者などが行政ルートでの模倣品や侵害品対策を行った事件に基づく告発(私訴)、又は公安局が職権で刑事案件として取上げた事件(公訴)が公安局に刑事告訴として持ち込まれる。公安局の担当官は、追加の捜査を行い、事件として確認後、起訴意見書を作成するとともに、検察院に起訴を申立てる。犯罪を構

成しないものは不起訴意見書を作成し、発行する。

検察院は、事実が明瞭で合法的な操作がされたかどうか、証拠が確かに十分であるか、余罪や他に関係者がいないかどうか、そして、責任を追及する必要があるかどうかを判断し、起訴が妥当と判断される事件には起訴書を作成し、人民法院に起訴する。法定理由や証拠が不十分なものは不起訴決定書を発行する。

人民法院は、開廷審理を行い、証拠調べ、論告、最終陳述を行い、犯罪が認定されれば、処罰の判決を下す。被告は不服であれば、上訴することができる。審理期間は、公訴と私訴で大きな差があり、法定審理まで入れて、公訴で2年弱、私訴は10か月以内である。

以下は、参考までに私訴と公訴のメリットとデメリットをまとめた。

	私訴	公訴
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法院に直接起訴可能、公訴機関が立件しないリスクを回避</li> <li>② 審理過程で被告と調停や和解が可能で、経済的な賠償が得られる可能性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 犯罪行為について全面的な調査実施が可能</li> <li>② 立件の成功率が高い</li> <li>③ 起訴後は、法院の支持を得る可能性がより高い</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法院の立件条件がより厳しい</li> <li>② 多大な時間と努力の調査、訴訟等を行う必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 検察院が提訴しないリスクがある</li> </ul>

## 5.6 その他の紛争処理

中国では、契約紛争などについて、仲裁や調停が解決手段として利用されるが、知的財産権侵害の場合は、訴訟を選択するケースが多くあまり利用されていない。ここでは、ドメイン名の紛争処理について、その概要を紹介する。

### ●ドメイン名紛争処理

ドメイン名の紛争は、ドメインの種類によって、仲裁機関が異なる。

国際ドメインネーム .com/.net/.org 等	アジアドメインネーム紛争解決センター(ADNDRC) 北京秘書処 <a href="http://www.adndrc.org/mten/bjen/Office.php">http://www.adndrc.org/mten/bjen/Office.php</a>
国別ドメインネーム .cn/.中国/.公司等	中国国際経済貿易仲裁委員会ドメインネーム紛争解決センター(CIETAC) <a href="http://dndrc.cietac.org/">http://dndrc.cietac.org/</a>

ドメイン名仲裁手続きは統一ドメインネーム紛争解決政策に関する規則或いは中

国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法に基づき行われ、商標等の権利者である申立人がドメインの所有者の登録及び使用についての不服を仲裁センターに、費用の支払いと共に申立てる。その申立書のコピーは、ドメイン名の所有者にも送付される。ドメイン名の所有者は当該ドメイン名が維持される理由を 5 日以内に回答しなければならない。

仲裁センターはパネルを設置(仲裁員は通常 1 名か 3 名を申立者が選択する)し審理を開始する。双方当事者から提出された文書や証拠をドメイン名紛争処理のガイドラインに基づき、14 日以内に判断する。主な検討基準は以下の通り。

- (1) 対象ドメイン名は申立人の有する商標権と同一か、誤認混同するかどうか;
- (2) 現在の所有者がそのドメイン名を正当に有する権利や権益を有しているかどうか;
- (3) そのドメイン名は悪意で登録され、使用されているかどうか。

パネルは、裁定書を作成し、裁定後 3 日以内に仲裁センターの電子掲示板に掲載して、両当事者に通知する。当該ドメイン名の登録が不正であるとの判断がなされた場合、ドメイン名の所有者が 10 日以内に不服で提訴しなければ、中国ネットワーク情報センターは、パネルの裁定結果に従って移転手続きを行う。

ドメイン名紛争での救済は、ドメイン名の移転又は削除のみであり、中国の場合、係争ドメインネームの登録から 2 年以上経過している場合、仲裁センターは申立を受理しない。また、申立の提出から裁決の発行まで、通常、2、3 ヶ月間かかる。また、手続きは原則的に中国語で行われる。また、金銭的賠償や差止などは行われず。もし、損害賠償やその他の救済を求める場合、民事訴訟による紛争解決となる。

## 6. 留 意 事 項

- (1) 中国での模倣品侵害は、非常に巧妙で手が込んでおり、分業体制や地域を超えた複雑な組織になっている場合もあるため、予め調査会社や法律事務所による市場での調査を行うことが重要である。
- (2) 模倣品対策では、TSB(質量技術監督局)や AIC(工商行政管理局)の侵害に対する判断が異なることがある。これは、地域性や地方保護主義による場合が多いため、その地域で経験のある調査会社や法律事務所と事前に対応を協議しながら、上部機関の活用を含めて、行政処分を求めることが肝要である。



- (3) 侵害対策では証拠が重要であり、その証拠が、被告となる侵害者が製造や販売をしたものであるかどうか曖昧な場合、自身のものではないと否認するのは常道である。こうした反論ができないように、証拠を明確に立証できるよう公証作業を行ったり、証拠が流通する商品であれば正規代理店から購入したり、証拠のチェーンを立証できるように被疑侵害品を購入するような作業を行なうべきである。
- (4) B to B の部品や材料が被疑製品の場合、正規代理店は販売してくれないことが多いため、ダミーでの購入や展示会での入手などを試みるばかりでなく、被害が深刻な場合は人民法院の証拠保全を利用することも検討する。
- (5) 中国では、並行輸入に対して、知的財産権者は権利行使ができない。並行輸入に対して権利行使ができる場合は、当該製品の品質に問題があるにもかかわらず、その理由を説明せずに販売している場合に限られる。なお、並行輸入品は、製品やパッケージの表示や基準に関する中国の法律を無視したが多いため、事業規模の多いネット販売者には行政による処分を受けるような対応を検討する。
- (6) 税関対策においては、税関との友好関係を構築し、定期的な情報提供と交流が職員の侵害品捜査のモチベーションになるため、真贋鑑定の指導などの機会を設けることで、職権摘発につながることを期待できる。税関では、自社製品が差止められることが増えているため、ホワイトリストを充実するべきである。
- (7) インターネットモールや通販サイトでの侵害は増加の一途であるため、事業者との協力関係を構築することが重要である。中国の法整備はインターネット事業者の責任や義務を強化しているが、協働した対策はより効果を上げる。
- (8) 粗悪な模倣品から権利を取得した類似製品が市場には増加しているため、安易な権利行使をせずに、被疑侵害者が保有する特許権を調査し、反訴を受けないような準備を怠らない。

## 7. その他の関連団体

### 7.1 中華全国専利代理人協会

All China Patent Agents Association (ACPAA)

住所： 中国北京市西城区北三环中路乙 6 号

伦洋大厦五层 507 号 郵便番号 100120  
電話: +86-10-5857-2729/2723  
Fax: +86-10-5857-2728  
Email: international@acpaa.net/mail@acpaa.cn  
Website: <http://www.acpaa.cn/>

## 7. 2 中華商標協會

### China Trademark Association (CTA)

住所: 中国北京市海淀区阜成路北三街 8 号 郵便番号 100048  
電話: +86-10-6801-4071  
Fax: +86-10-6801-8055  
Email: zhsbxh@saic.gov.cn  
Website: <http://www.cta.org.cn/>

## 7. 3 中国外商投資企業協會優質品牌保護委員會

### Quality Brand Protection Committee (QBPC)

### China Association of Enterprises with Foreign Investment

住所: 中国北京市东城区东安门大街 28 号三号 206 室 郵便番号 100710  
電話: +86-10-6801-4071  
Fax: +86-10-6451-5404  
Email: qbpc@eastnet.cn  
Website: <http://www.qbpc.org.cn/>

## 7. 4 日本貿易振興機構 JETRO ジェトロ

### (北京事務所)

住所: 中国北京市朝阳区建国門外大街甲 26 号  
長富宮弁公楼 7003 号 郵便番号 100022  
電話: +86-10-6513-7077  
Fax: +86-10-6513-7079  
Website: <http://www.jetro-pkip.org/>

中国IPG(事務局:ジェトロ北京事務所知的財産権部)

電話: +86-10-6528-2781

Email: pcb-ip@jetro.go.jp

### (上海事務所)

住所: 中国上海市長寧区延安西路 2201 号  
上海国際貿易中心 21 階 郵便番号 200336

電話： +86-21-6270-0489

Fax： +86-21-6270-0499

Website : [https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn\\_shanghai/](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_shanghai/)

**(広州事務所)**

住所： 中国広東省広州市天河北路 233 号  
          中信広場 2601 室 郵便番号 510613

電話： +86-20-8752-0060

Fax： +86-20-8752-0077

Website : [https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn\\_guangzhou.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_guangzhou.html)

